

那珂市障がい者プラン（案）

第4期障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

那珂市

音声
コード

はじめに



本市では、令和3年3月に「那珂市障がい者プラン」（第3期障がい者計画（改訂版）・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）を策定し、障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。

そのような中、近年では、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化が進み、地域における障がい福祉ニーズは複雑化・複合化してきています。この間、国では、障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、重要な法整備を行ってきました。

本市においても、「那珂市障がい者プラン」（第3期障がい者計画（改訂版）・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）が期間満了となることから、上記課題に対応すべく、国の方針を踏まえながら、「自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち」を新たな基本理念とし、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「那珂市障がい者プラン」（第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）を新たに策定いたしました。

計画の推進に当たっては、障がいのある人やその家族等への相談支援の強化や障がいの理解促進、親亡き後を見据えた支援等に取り組みながら、地域全体で支え合う体制を構築し、共生社会の実現を目指してまいります。また、令和5年度から地域の複雑化・複合化した課題に対応するための重層的支援体制整備事業を開始しており、障がいを含め、高齢・介護、子ども・子育て、生活困窮等の福祉課題について関係各課との連携により、包括的な相談支援や複合課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました那珂市障がい者プラン推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントなど、計画策定にご協力いただきました関係各位及び市民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

那珂市長 先崎 光

【視覚障がいをお持ちのかたへ】

◆「障がい者プラン」では、障害者差別解消法の規定により、視覚障がいがあるかたへの合理的配慮として、「音声コード（Uni-Voice）版」「点字版（概要版のみ）」の計画書を作成しています。市内の主な公共施設や障がい者施設などに設置していますので、必要に応じてご利用ください。また、「音声コード（Uni-Voice）版」のデータは、市ホームページからもダウンロードすることができます。

○「音声コード（Uni-Voice）版」「点字版（概要版）」計画書の設置場所

・公共施設

市役所（お知らせ情報コーナー・社会福祉課窓口・瓜連支所窓口）、市立図書館、コミュニティセンター（ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい・ふれあいセンターよしの・総合センターらぼーる）

教育支援センター、市社会福祉協議会（瓜連本所・菅谷分室）

・障害者施設

なるみ園、ナザレ園

【音声コード（Uni-Voice）について】

◆「障がい者プラン」には、各ページの切欠き（2つの半穴）の横に音声コード（Uni-Voice）を印刷してあります。スマートフォンの Uni-Voice というアプリで音声コードを読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。文字情報の多いページについては、内容の一部を前後のページに移して記録していることがあります。

【表記の方法について】

◆本計画中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有名詞等を除き、「障がい」を用いています。

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	3
第2節 主な障がい福祉関連法制度の変遷	4
第3節 計画の位置付け	5
第4節 計画の期間	6
第5節 計画の対象者	6
第6節 計画の策定体制	7
第2章 障がいのある人等をめぐる現状	9
第1節 統計データから見る現状	11
第2節 障がいのある人等のための施策の現状	24
第3節 アンケート調査から見る現状と課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	39
第1節 基本理念	41
第2節 基本視点	42
第3節 基本目標	43
第4節 評価指標	44
第5節 施策体系	45
第4章 第4期障がい者計画	47
基本目標1 保健・医療の充実	49
基本目標2 自立した生活支援の充実	53
基本目標3 教育・育成の推進	58
基本目標4 雇用・就労の支援	62
基本目標5 社会参加の促進	65
基本目標6 住みよいまちづくり	68
重点施策	74
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	79
第1節 サービス体系	81
第2節 成果目標	82
第3節 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策	89
第4節 障害福祉サービスの見込量と確保の方策	91
第5節 地域生活支援事業の見込量	97

第6章 計画の推進	105
第1節 計画の推進体制	107
第2節 計画の進捗管理	109
資料編	111
1 計画策定の経過	113
2 那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項	114
3 那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項	117
4 用語説明	120

第1章

計画の概要

第1節 計画策定の背景

本市では、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために「ともに暮らし ともに輝くために」を基本理念として、令和3年3月に「那珂市障がい者プラン」(第3期障がい者計画(改訂版)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)を策定し、那珂市の障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害者差別解消法の改正」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等の大きな動きが見られました。国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画(第5次)」(令和5年度～令和9年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第5次)」では、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、令和3年3月に障害者計画と障害福祉計画を一体化した「第2期新しいばらき障害者プラン改定版」(平成30年度～令和5年度)を策定し、「ノーマライゼーション」と「完全参加」という基本理念のもと、「活力があり、県民が日本一幸せな県づくり」を目指し、3つの視点と15の施策項目を掲げ、中でも重点施策として「権利擁護の推進」、「就労機会の拡大」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」、「精神障害者への支援の充実」、「障害児支援の提供体制の整備」等に取り組み、障害福祉施策の総合的な推進を図ることとしています。

こうした中、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、市が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本市では「那珂市障がい者プラン」の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、更なる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。

第2節 主な障がい福祉関連法制度の変遷

令和3年度から令和4年度にかけての主な障がい福祉関連法制度の変遷は次の通りです。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）

令和3年6月4日公布 令和6年4月1日施行

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成24年6月27日公布・一部を除き令和6年4月1日施行

（介護給付費等の支給決定）

第十九条の三 前項の規定にかかわらず、（略）介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（略）への入所又は入居の前に有した居住地（略）の市町村が、支給決定を行うものとする。（略）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

令和3年6月18日公布 令和3年9月18日施行

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

令和4年5月25日公布・施行

（地方公共団体の責務）

第四条の二 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。






第3節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「那珂市障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「那珂市障がい福祉計画」、児童福祉法第33条20に基づく「那珂市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「那珂市障がい者計画」は、障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「那珂市障がい福祉計画」は、障がい者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、「那珂市障がい児福祉計画」においては、障がいのある子どもに関するサービスの見込み量などを定めた実施計画として、那珂市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、国の「障害者基本計画」、茨城県の「茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画」及び本市の上位計画である「那珂市総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定します。

○「那珂市障がい者プラン」に関連するSDGs

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>

参考資料：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

第4節 計画の期間

「第4期那珂市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

また、「第7期那珂市障がい福祉計画」及び「第3期那珂市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、社会情勢や法律、制度の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

計画		年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
		那珂市障がい者プラン	那珂市障がい者計画	(平成30年度～) 第3期	第4期							
那珂市障がい福祉計画	第6期		第7期					第8期				
那珂市障がい児福祉計画	第2期		第3期					第4期				
新しいばらき障害者プラン		(平成30年度～) 第2期	第3期									

第5節 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいのある人です。

また、障がいのない市民や市内の事業者等についても、障がい者理解の啓発や障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。

第6節 計画の策定体制

1 那珂市障がい者プラン推進委員会の開催

学識経験者、福祉関係者、市関係者など、幅広い分野で構成し、本計画の策定に関して協議を行います。

2 那珂市障がい者プラン推進ワーキングチームの設置

本計画は、福祉だけでなく健康・医療・教育・まちづくり・防災・生活環境など様々な分野に関わっています。そのため、市役所内において福祉担当部局が中心となり、広く関係部局から委員を選出し、障がい者福祉の推進に向けた具体的な取組について検討します。

3 アンケート調査の実施

障がいのある人を含め広く市民の意見や要望を把握し、計画に反映することを目的として令和4年度に「障がい者プランアンケート」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

■調査概要

調査区分	障がいのある市民	障がいのない市民
調査対象	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 自立支援医療受給者 1,200人	障がいのない市民 550人
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和5年2月10日（金）～令和5年2月28日（火）	
回答状況	575件／47.9%	174件／34.8%

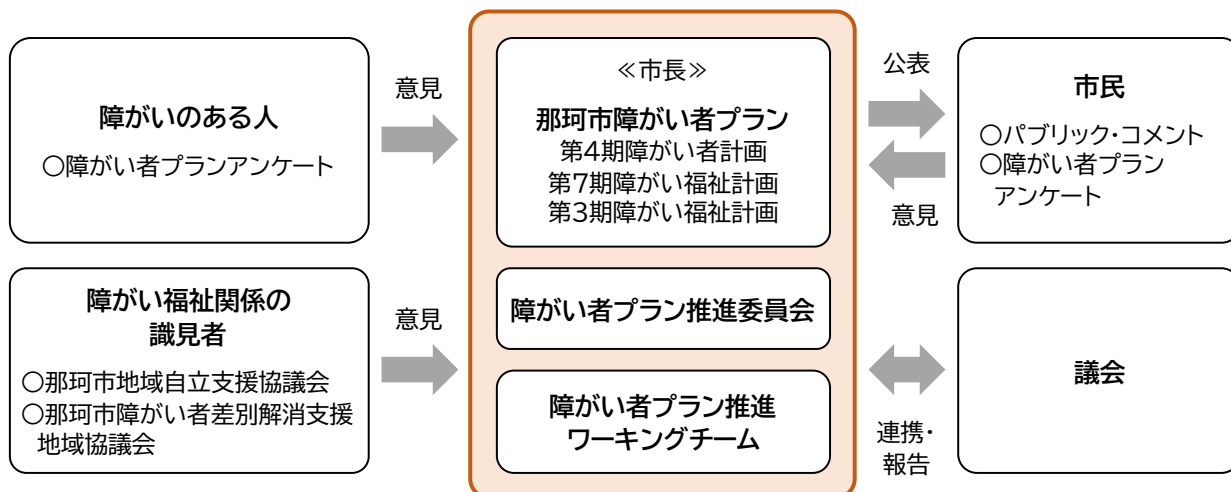
4 障がい福祉関係識見者からの意見の聴取・反映

那珂市地域自立支援協議会及び那珂市障がい者差別解消支援地域協議会の識見者からの意見を聞きとり、反映しました。

5 パブリック・コメントの実施

計画策定に当たっての意見及び情報を市民から募集します。令和6年1月に実施を予定しています。

■計画の策定体制



第2章

障がいのある人等をめぐる現状

第1節 統計データから見る現状

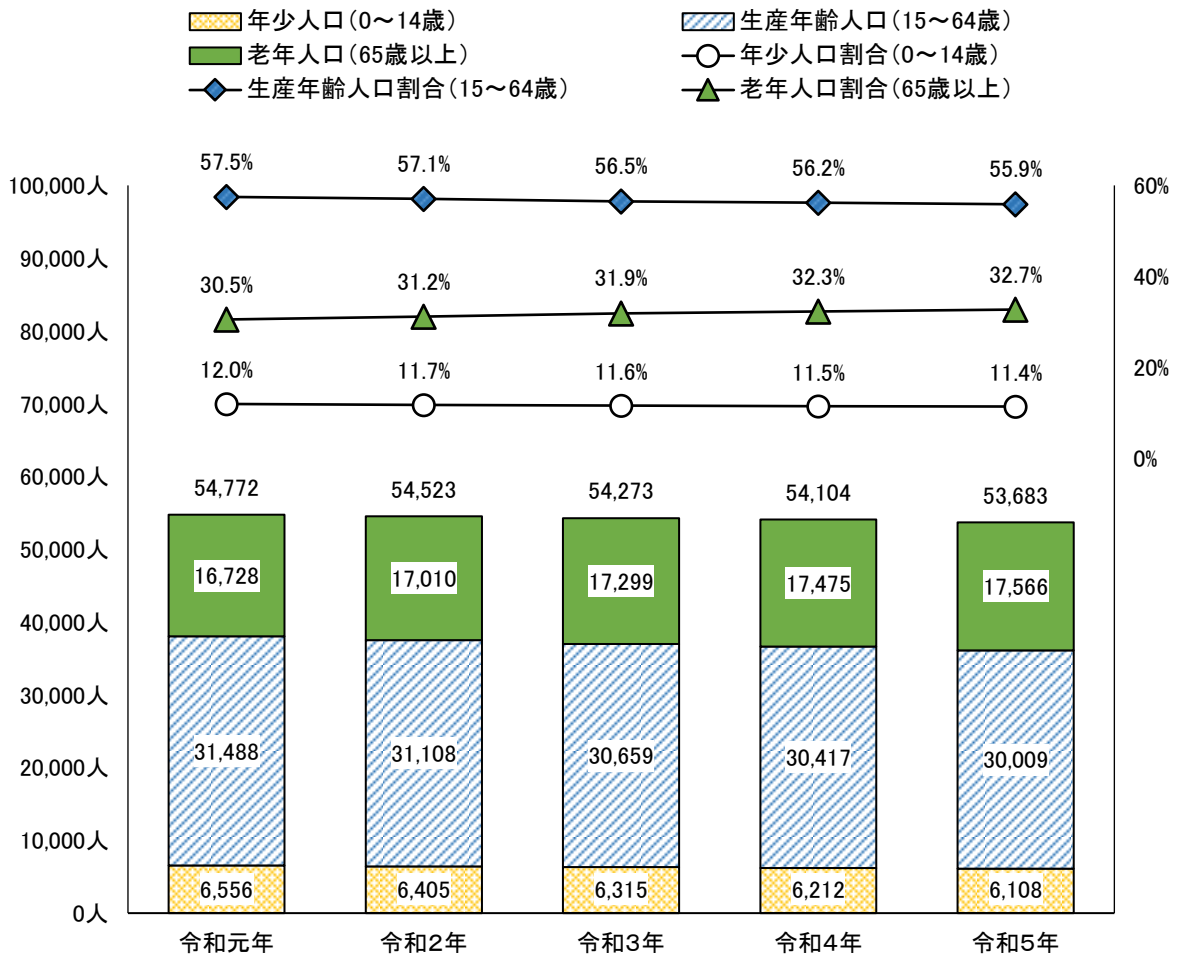
1 人口の推移

総人口は、令和5年4月1日現在で53,683人となっており、令和元年と比較すると1,089人減少しています。

年齢3区分で見ると、65歳以上の老年人口は年々増加しており、令和5年の老年人口割合（高齢化率）は32.7%となっています。

一方、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

■人口の推移



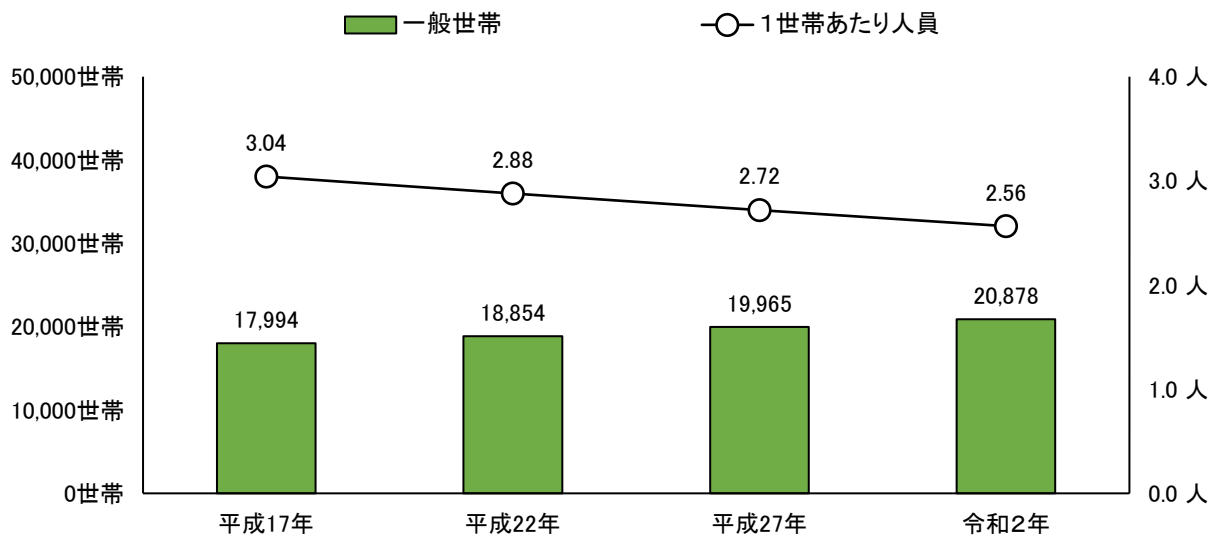
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 世帯数の推移

一般世帯数は、令和2年で20,878世帯となっており、年々増加している状況です。一方、1世帯あたり人員は年々減少しており、平成17年では3.04人でしたが、令和2年には2.56人となっています。

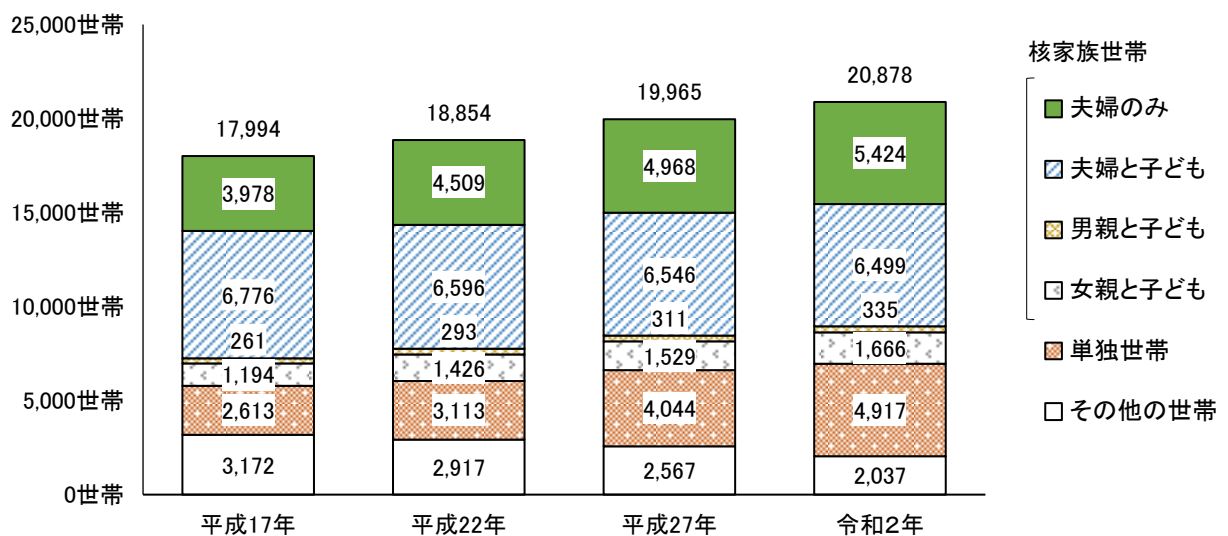
家族類型別で見ると、単独世帯は一貫して増加しており、令和2年には4,917世帯となっています。また、夫婦のみ世帯とひとり親世帯（男親と子ども・女親と子ども）も一貫して増加しています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■家族類型別世帯数の推移



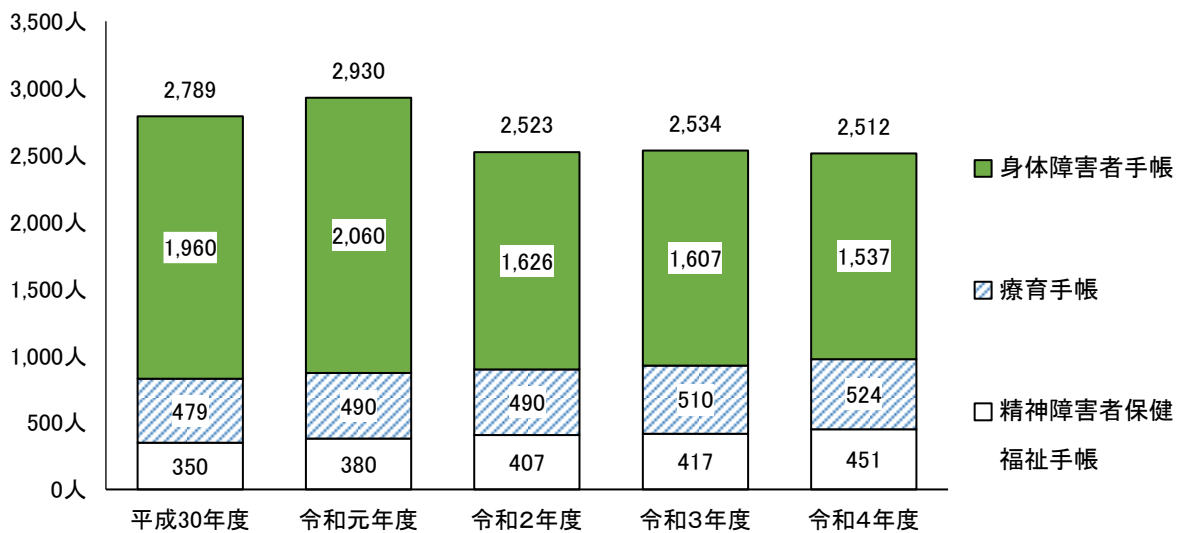
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 障がいのある人の状況

手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が最も多く、減少傾向にあるものの令和4年度末では1,537人となっています。一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、令和4年度末では療育手帳所持者が524人、精神障害者保健福祉手帳所持者が451人となっています。

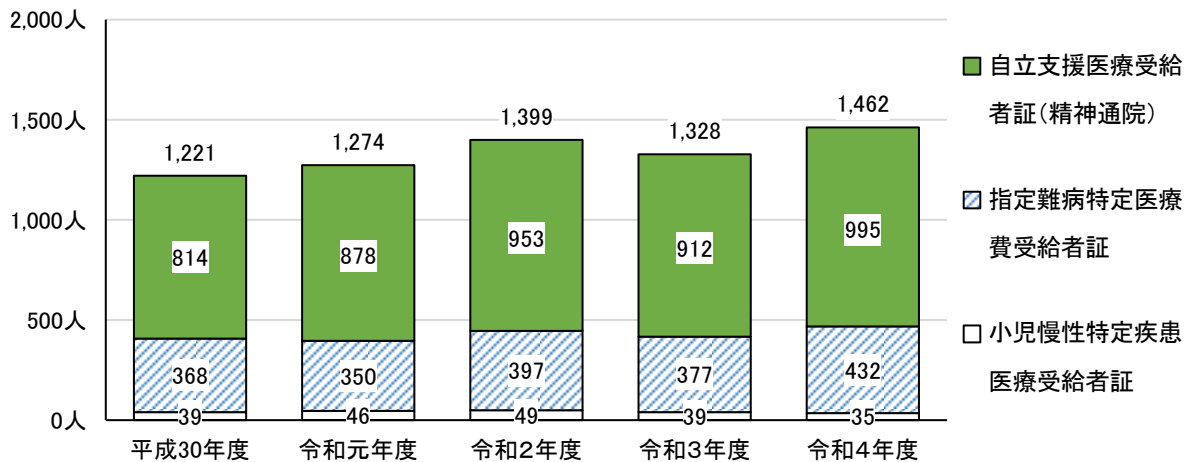
また、医療費の受給者証所持者数は、令和4年度末では自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者が995人、指定難病特定医療費受給者証所持者が432人、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者が35人となっています。

■手帳所持者数の推移



資料：茨城県、那珂市社会福祉課（各年度末現在）

■受給者証所持者数の推移



資料：茨城県（各年度末日現在）

①身体障害者手帳所持者数の推移

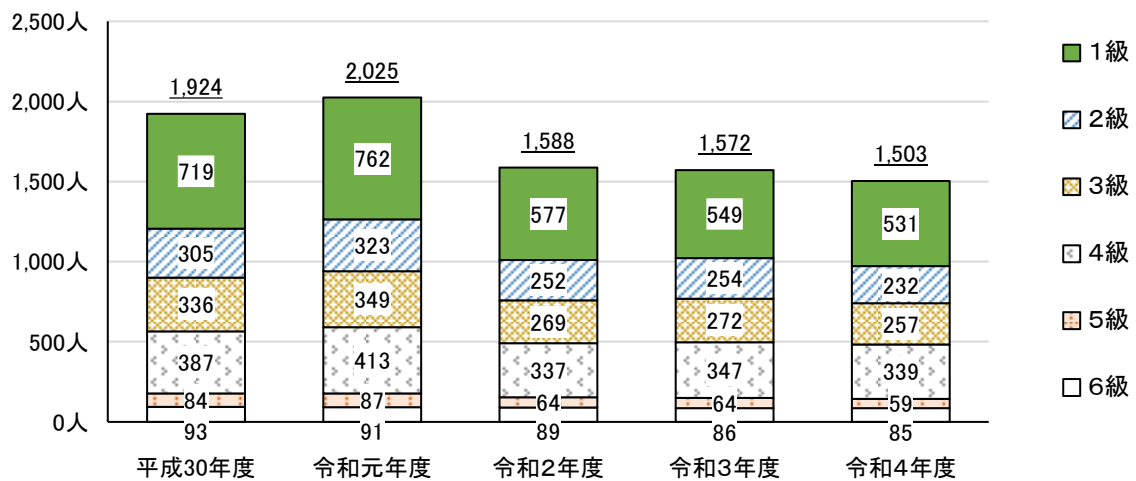
18歳以上の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度をピークに減少しており、令和4年度末では1,503人となっています。18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、30人台で推移しており、令和4年度末では34人となっています。

障がいの等級別で見ると、18歳以上と18歳未満ともに1、2級の重度障がい者が過半数を占めており、2人に1人が重度障がいであることが分かります。

障がいの種類別で見ると、18歳以上と18歳未満ともに肢体不自由が最も多く、18歳以上では40%台、18歳未満では50%台で推移しています。

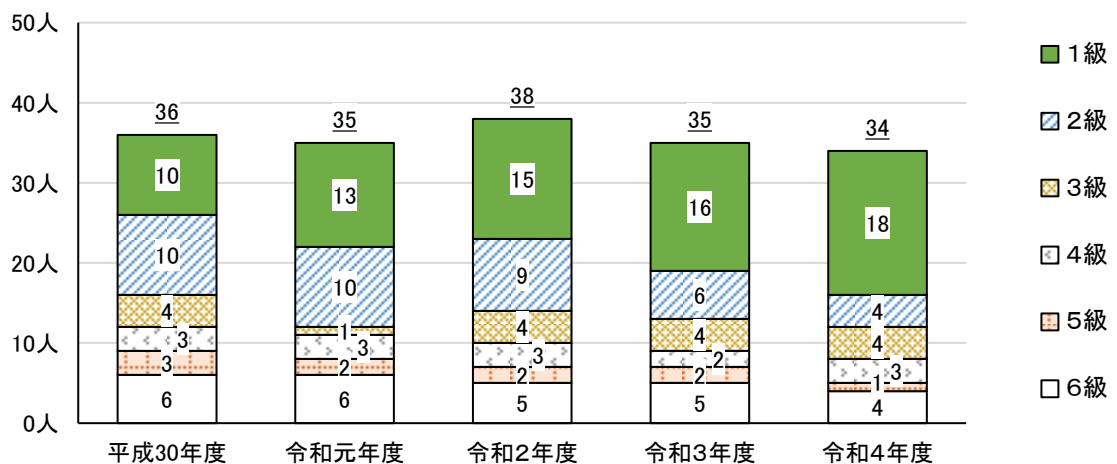
なお、年齢3区分で見ると、令和5年3月31日現在において、65歳以上の高齢者が1,107人となっており、全体の72.0%を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（18歳以上・等級別）



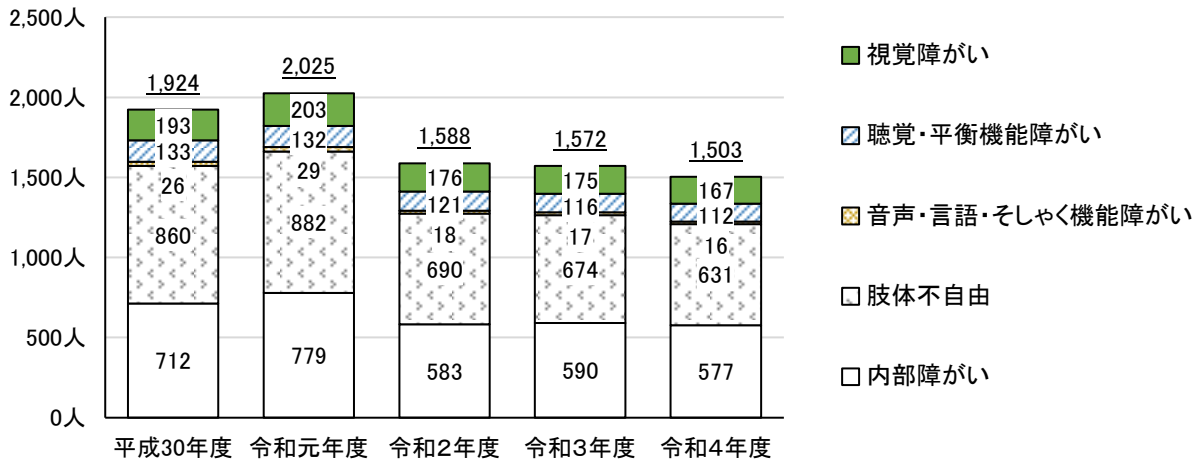
資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満・等級別）



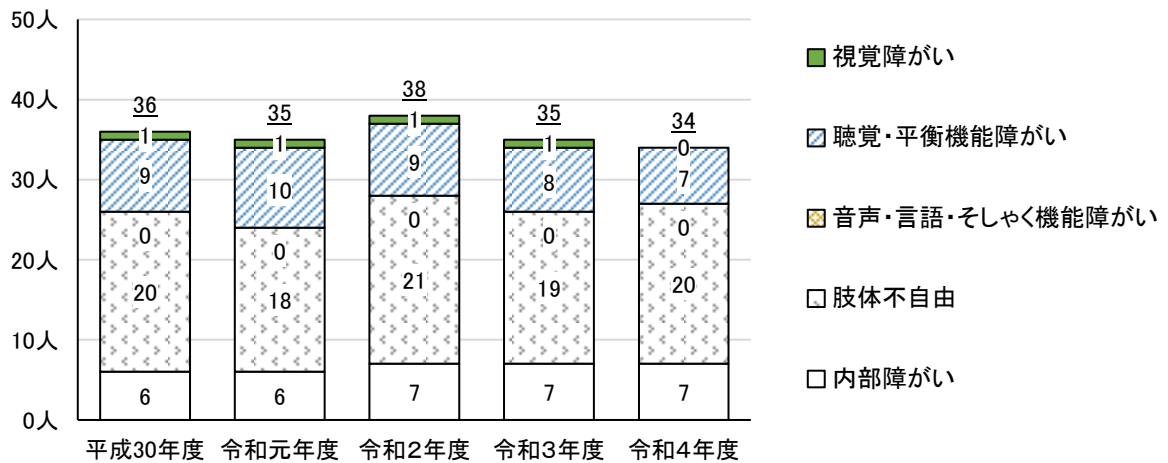
資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（18歳以上・障がい別）



資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満・障がい別）



資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢3区分）

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18歳未満	0	7	0	20	7	34
18～64歳	35	47	3	192	119	396
65歳以上	132	65	13	439	458	1,107
合計	167	119	16	651	584	1,537

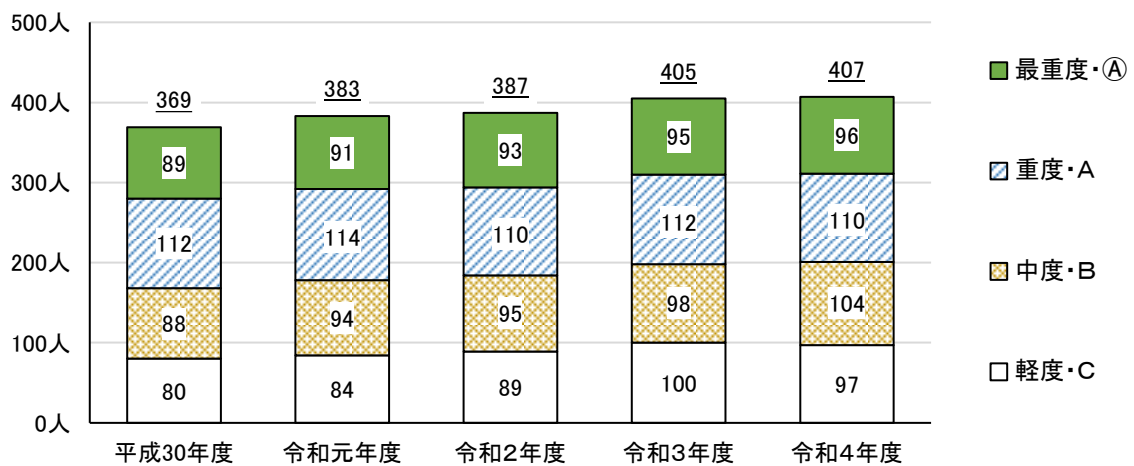
資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

②療育手帳所持者数の推移

18歳以上の療育手帳の所持者数は、年々増加しており、令和4年度末では407人となっています。18歳未満の療育手帳所持者数は110人前後で推移しており、令和4年度末では117人となっています。

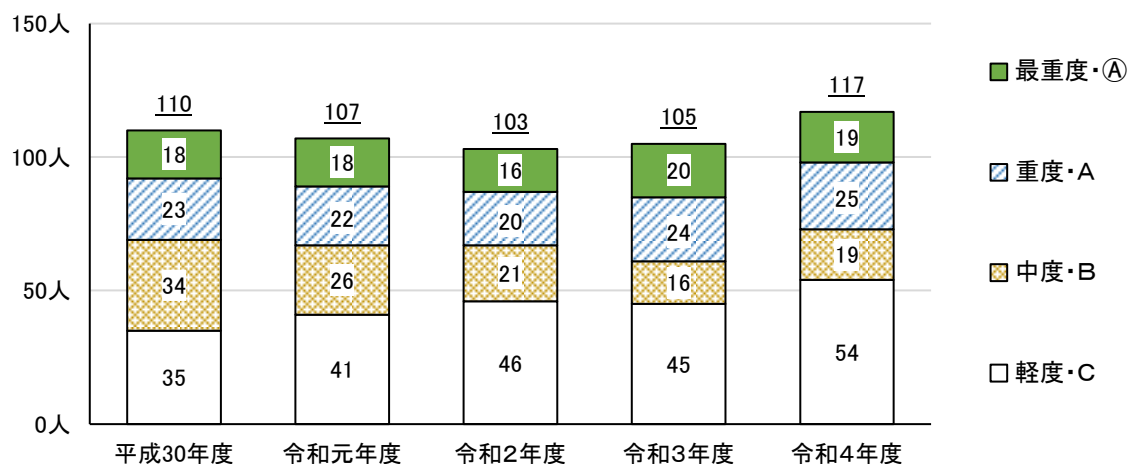
障がいの等級別で見ると、18歳以上では、いずれの等級においても概ね20%台で推移しており、最重度と重度を合わせた割合は低下傾向にあるものの過半数を占めています。一方、18歳未満では、軽度が多くなっており、令和2年度以降は40%台で推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（18歳以上・等級別）



資料：茨城県（各年度末日現在）

■療育手帳所持者数の推移（18歳未満・等級別）



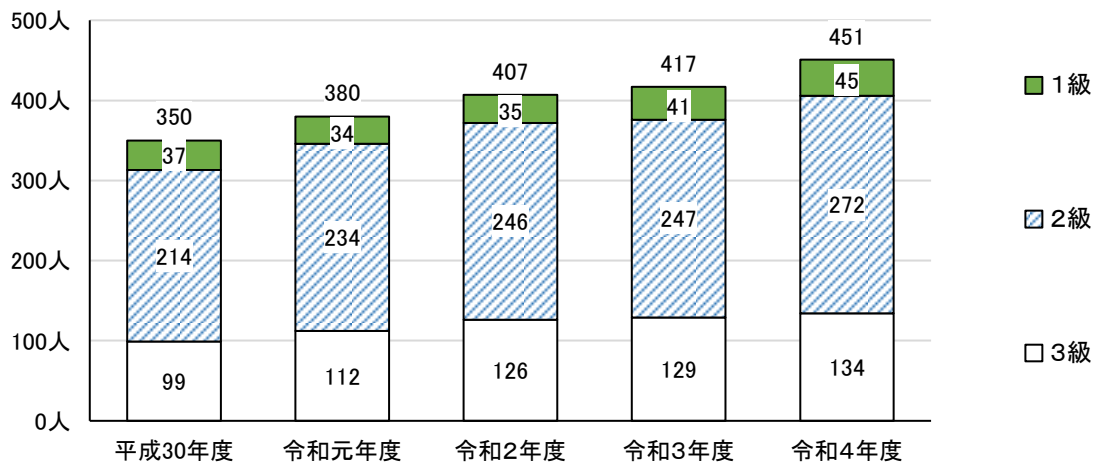
資料：茨城県（各年度末日現在）

③精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度末では451人となっています。

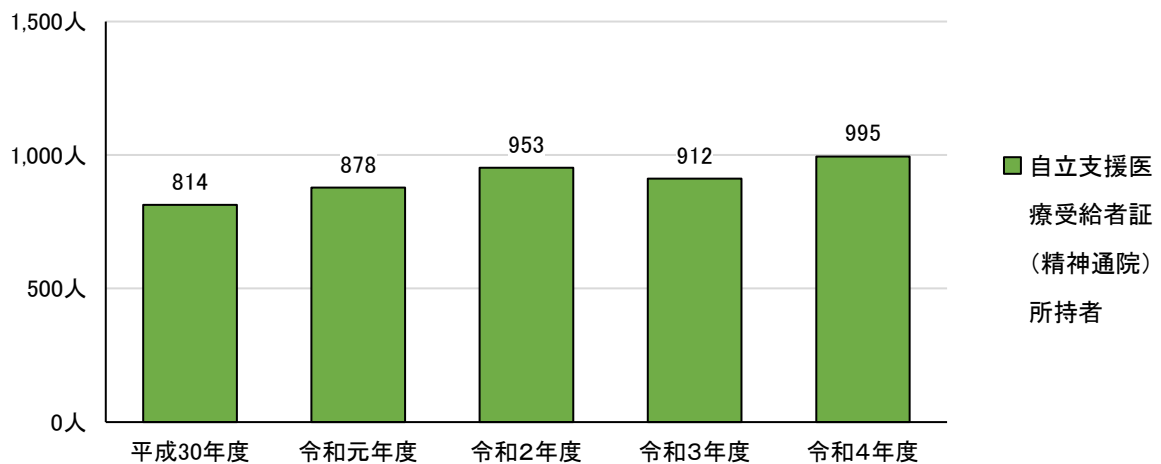
精神障がいのある人の通院医療には、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院）が適用されており、自立支援医療受給者証の所持者数は、令和4年度末では995人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：茨城県（各年度末日現在）

■自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数の推移

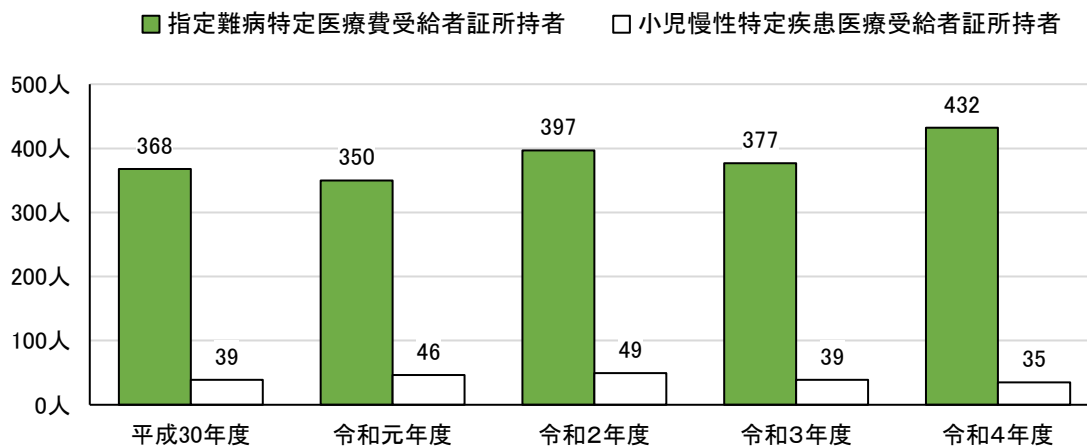


資料：茨城県（各年度末日現在）

④難病患者数の推移

令和4年度末の指定難病特定医療費受給者証所持者数は432人、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は35人となっています。

■難病患者数の推移



資料：茨城県（各年度末日現在）

4 障がいのある子どもの就学状況

本市の障がいのある子どもの就学状況を見ると、水戸市、常陸太田市、ひたちなか市にある特別支援学校の小学部・中学部・高等部に、あわせて91人が在籍しているほか、市立小学校及び中学校に設置された特別支援学級には、それぞれ173人、74人が在籍しており、障がいや発達の状態に応じた指導を受けています。

■障がいのある子どもの就学状況

単位：人

区分		小学部		中学部		高等部		訪問教育		合計	
		在籍者数	うち那珂市	在籍者数	うち那珂市	在籍者数	うち那珂市	在籍者数	うち那珂市	在籍者数	うち那珂市
身体障がい	水戸特別支援学校	56	6	44	2	45	2	31	0	176	10
	水戸聾学校	30	3	17	0	22	1			69	4
	盲学校	8	0	6	0	10	0			24	0
知的障がい	茨城大学教育学部附属特別支援学校	18	2	14	3	18	0			50	5
	常陸太田特別支援学校	86	35	49	18	65	19			200	72
合計		284	46	185	23	225	22	54	0	748	91

区分	市立小学校	市立中学校	合計
在籍者数	2,542	1,260	3,802
うち通級指導	59	1	60
うち特別支援学級	173	74	247

資料：那珂市学校教育課（令和5年5月1日現在）

5 障害年金と各種手当の受給状況

障がいのある人の生活を支える経済的支援として、障害年金と各種手当の制度があります。

令和5年5月1日現在の障害年金の受給者数は、国民年金は694人、厚生年金は213人となっています。

令和4年度の各種手当の受給者数は、受給者が多い順に、在宅心身障害者（児）福祉手当が249人、特別児童扶養手当が94人、特別障害者手当が52人、障害児福祉手当が43人となっています。

■障害年金の受給者数

単位：人

区分	国民年金	厚生年金
1級	312	29
2級	382	103
3級		81
合計	694	213

資料：日本年金機構 水戸北年金事務所（令和5年5月1日現在）

■各種手当の受給者数

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	44	44	48	45	52
障害児福祉手当	26	30	31	42	43
特別児童扶養手当	100	102	110	103	94
在宅心身障害者（児）福祉手当	216	250	236	240	249

資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

6 雇用の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障がいのある人（身体障がいのある人・知的障がいのある人）を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等を対象に、毎年6月1日現在の雇用状況を調査しています。

近年、障がい者雇用の実数及び実雇用率は年々向上しています。

令和3年4月の法改正により、県内の民間企業の法定雇用率の引き上げが実施され、障がい者雇用義務の対象となる民間企業の範囲が拡大されたため、県内の民間企業による法定雇用率の達成企業の割合は一時的に減少しましたが、令和4年度には再び、企業努力により障がい者雇用等のすべての指標が増加しました。

県内市町村の雇用状況については、平成30年度と令和4年度の比較において、障がい者雇用の実数及び実雇用率は増加しています。

なお、令和6年4月には、障害者雇用促進法の改正により、民間企業では法定雇用率が2.3%（令和3年4月現在）から2.5%となることが予定されており、今後も障がい者雇用における制度理解や環境整備を進めていく必要があります。

■法定雇用率の推移

単位：%

区分	平成25年4月～	平成30年4月～	令和3年4月～	令和6年4月～
民間企業	2.0	2.2	2.3	2.5
国・地方公共団体等	2.3	2.5	2.6	3.0
都道府県等の教育委員会	2.2	2.4	2.5	2.9

■民間企業における雇用の状況

区分	企業数 (件)	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者数(人)			算定上 の障がい 者数※ (人)	実雇用 率(%)	雇用率 達成の 企業数 (件)	達成企 業の割 合(%)	
			身体	知的	精神					
茨城県	平成30年	1,607	285,042.0	2,585.0	1,370.0	923.0	5,886.5	2.07	799	49.7
	令和元年	1,609	286,164.0	2,657.0	1,520.0	948.0	6,118.5	2.14	811	50.4
	令和2年	1,637	289,226.0	2,672.0	1,549.0	1,150.0	6,329.5	2.19	853	52.1
	令和3年	1,701	290,397.5	2,695.0	1,575.0	1,029.0	6,302.0	2.17	839	49.3
	令和4年	1,704	289,769.0	2,632.0	1,632.0	1,185.0	6,385.5	2.20	849	49.8
	H30-R4 の増減(%)	106.0	101.7	101.8	119.1	128.4	108.5	106.3	106.3	100.2
ハローワーク水戸管内	平成30年	423	81,618.5	1,035.5	332.0	233.0	1,600.0	1.96	188	44.4
	令和元年	421	81,063.5	1,037.5	351.5	245.0	1,634.0	2.02	189	44.9
	令和2年	411	80,177.0	1,044.0	365.0	280.5	1,689.5	2.11	196	47.7
	令和3年	435	82,507.0	1,081.0	674.0	255.0	1,710.0	2.07	190	43.7
	令和4年	424	80,076.0	1,031.0	360.0	266.0	1,657.0	2.07	186	43.9
	H30-R4 の増減(%)	100.2	98.1	99.6	108.4	114.2	103.6	105.6	98.9	98.9

資料：茨城県：茨城労働局、ハローワーク水戸管内：水戸公共職業安定所

■県内市町村における雇用の状況

区分	団体数※(件)	算定基礎労働 者数(人)	算定上の障がい 者数※(人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成 団体数(件)	
茨城県	平成30年	52	23,046.0	581.5	2.52	47
	令和元年	50	23,208.0	617.0	2.66	47
	令和2年	49	26,920.0	655.5	2.43	37
	令和3年	48	27,450.5	714.0	2.60	40
	令和4年	49	27,808.0	757.0	2.72	43
	H30-R4 の増減(%)	94.2	120.7	130.2	107.9	91.5
ハローワーク水戸管内	平成30年	9	4,090.5	108.0	2.64	9
	令和元年	9	4,274.0	118.0	2.76	8
	令和2年	9	5,147.0	123.0	2.39	7
	令和3年	9	5,121.5	136.5	2.67	8
	令和4年	9	5,302.0	143.5	2.71	8
	H30-R4 の増減(%)	100.0	129.6	132.9	102.7	88.9

資料：茨城県：茨城労働局、ハローワーク水戸管内：水戸公共職業安定所

※重度の身体及び知的障がいのある人は1人の雇いで2人として、重度の身体及び知的障がいのある人の短時間労働者は1人として、重度以外の身体・知的・精神障がいのある人の短時間労働者は0.5人として算定

■求職登録等の状況（ハローワーク水戸管内の令和4年度実績）

単位：人

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	その他	合計
登録者数	1,344	969	1,572	120	4,005
有効求職者数	326	190	580	39	1,135
紹介件数	538	266	1,149	50	2,003
就職者数	120	120	265	9	514

資料：水戸公共職業安定所

■県内障がい者就労面接会の実施状況

区分	開催回数(回)	求人		求職者数(人)	採用決定者数(人)					就職決定割合(%)
		事業所数(件)	求人数(人)		身体	知的	精神	その他	合計	
平成30年	9	441	1,344	1,185	72	55	83	0	210	17.7
令和元年	9	467	1,408	1,161	51	21	115	2	189	16.3
令和2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	4	152	454	270	14	10	39	0	63	23.3
H30-R4の増減(%)	44.4	34.5	33.8	22.8	19.4	18.2	47.0	-	30.0	131.6

資料：茨城労働局（各年度末日現在）

第2節 障がいのある人等のための施策の現状

1 障害福祉サービスの状況

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の福祉サービスを提供しています。この法律は、障がいのある人が、住み慣れた地域において自立した日常生活と社会生活を送れるよう支援することを目的としており、「入所施設から地域へ」と提唱しています。

このため、身体介護や家事援助等の居宅でのサービスはもとより、日中活動の場として、地域の通所事業所の利用が拡大しています。

■在宅サービス利用者数の推移

単位：人

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
自立支援給付	訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)	身体	41	34	34	35	36	30
		知的	11	13	9	13	15	14
		精神	28	26	25	27	29	23
		児童	1	1	2	2	1	1
		計	81	74	70	77	81	68
	日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、児童発達相談、放課後等デイサービス)	身体	61	62	64	73	66	73
		知的	163	172	178	185	188	186
		精神	96	103	114	127	130	130
		児童	99	108	120	140	152	156
		計	419	445	476	525	536	545
地域生活支援事業	移動支援事業	身体	25	24	21	6	23	8
		知的	27	25	24	11	21	11
		精神	14	16	15	11	17	10
		児童	6	7	5	0	3	0
		計	72	72	65	28	64	29
	日中一時支援事業	身体	21	20	17	16	16	12
		知的	48	47	55	55	50	45
		精神	6	6	2	2	2	1
		児童	79	86	98	104	117	132
		計	154	159	172	177	185	190
	地域活動支援センター ※「ひだまり」のほか 広域利用事業所含む。	身体	10	9	15	6	4	5
		知的	38	44	48	24	22	29
		精神	49	50	40	35	37	35
		難病等	0	0	1	1	0	0
		計	97	103	104	66	63	69

資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

■施設入所者とグループホーム入居者の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設入所支援	66	67	70	67	61	62
グループホーム	73	80	96	101	101	111

資料：那珂市社会福祉課（各年度末日現在）

2 保健事業の状況

①母子保健事業の状況

母子保健事業では、乳幼児を対象に健康診査等を実施し、その結果を踏まえた指導・相談により、子どもの障がいを早期に発見し、適切に療育等の機関に結びつくよう支援しています。

■母子保健事業

単位：人

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
健康診査	乳児第1回	307	289	326	284	294	274
	乳児第2回	328	270	337	260	317	251
	1歳6か月児	378	365	325	300	326	305
	3歳児	461	452	379	358	375	355
訪問指導	乳児	324	366	308	369	285	300
	幼児	10	18	10	16	11	22
乳児健康相談（延べ）		966	662	919	709	883	746

資料：那珂市健康推進課（各年度末日現在）

◇こども発達相談センターでの相談状況

■初回相談件数

区分	人数（人）
平成30年度	112
令和元年度	79
令和2年度	117
令和3年度	97
令和4年度	102

■初回相談時の紹介経路（令和4年度）

紹介経路	人数（人）	割合（％）
健康推進課（保健センター）	35	34.3
保護者自身	20	19.6
保育所（園）・幼稚園	42	41.2
医療機関等	1	1.0
こども発達相談センター利用者	2	2.0
その他	2	2.0
計	102	100.0

資料：那珂市こども発達相談センター

■初回相談時の在籍の種別（令和4年度）

在籍の種別	人数（人）	割合（％）
在宅	31	30.4
公立保育所	17	16.7
私立保育園（所）	14	13.7
公立幼稚園	6	5.9
私立幼稚園	5	4.9
認定こども園	13	12.7
市外幼稚園（保育園）	9	8.8
その他（不明含む）	7	6.9
計	102	100.0

資料：那珂市こども発達相談センター

■初回相談時の保護者の相談内容（重複あり）（令和4年度）

相談内容	人数（人）	割合（％）
言語発達の遅れに関する事	39	29.8
落ち着きがないなどの行動面に関する事	25	19.1
集団生活に関する事	20	15.3
発音（構音・吃音）に関する事	19	14.5
こどもの対応（ほめ方・叱り方等）に関する事	10	7.6
こども発達相談センターで行う教室の利用について	4	3.1
身体面（発達の遅れ）に関する事	3	2.3
対人面について	3	2.3
耳の聞こえ（難聴の疑い）に関する事	0	0.0
偏食などの食行動に関する事	0	0.0
その他	8	6.1
計	131	100.0

資料：那珂市こども発達相談センター

②成人保健事業の状況

成人保健事業では、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少と、ひいてはそれらの病気から生じる障がいの未然防止を図っています。

■特定健康診査事業（40～74歳の国民健康保険加入者）

区 分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
対象者（人）	9,877	9,331	9,309	9,270	9,025	8,497
受診者（人）[A]	4,179	4,019	3,947	2,482	3,156	3,308
受診率（%）	42.3	43.1	42.4	26.8	35.0	38.9

資料：那珂市保険課

■特定健康診査後の保健指導

単位：人

区 分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
①特定保健 指導	③積極的 支援	対象者[B]	98	120	125	61	80	82
		実績	37	21	52	20	25	31
	④動機づけ 支援	対象者[C]	352	348	356	222	269	268
		実績	238	144	267	126	171	184
④特定保健指導以外の 保健指導	対象者 [A-B-C]	3,607	3,486	3,482	2,199	2,807	2,958	
	実績	605	464	867	480	558	676	

資料：那珂市保険課

3 バリアフリー整備の状況

庁舎をはじめ、市の公共施設については、おおむね障がいのある人に配慮したつくりとなっています。道路については、市役所前・図書館前・上菅谷停車場線及び駅南停車場線に点字ブロックを設置（総延長1,983m）しています。

整備に当たっては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に従うとともに、「第2次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」に整合した、より安全で住みよいまちづくりを目標として進めています。

4 防災

本市における災害発生時の体制は、「那珂市地域防災計画」により災害の種別ごとに定められています。

また、「避難行動要支援者支援制度」により、障がいのある人等が地域の支援により迅速・的確に避難できるよう、個別の支援プランを作成することになっています。さらに、市社会福祉協議会の地域の見守りあいを軸とした「あん・しん・ねっと」と緊密に連携し、災害が発生した際には、市内3か所の地域包括支援センターにおいて要支援者の情報が確認できるシステムを構築しています。

市民の防災意識や地域における相互意識を高めていき、災害時の支援体制強化を行えるよう、災害時における障がいのある人等の支援体制づくりを段階的に進めています。

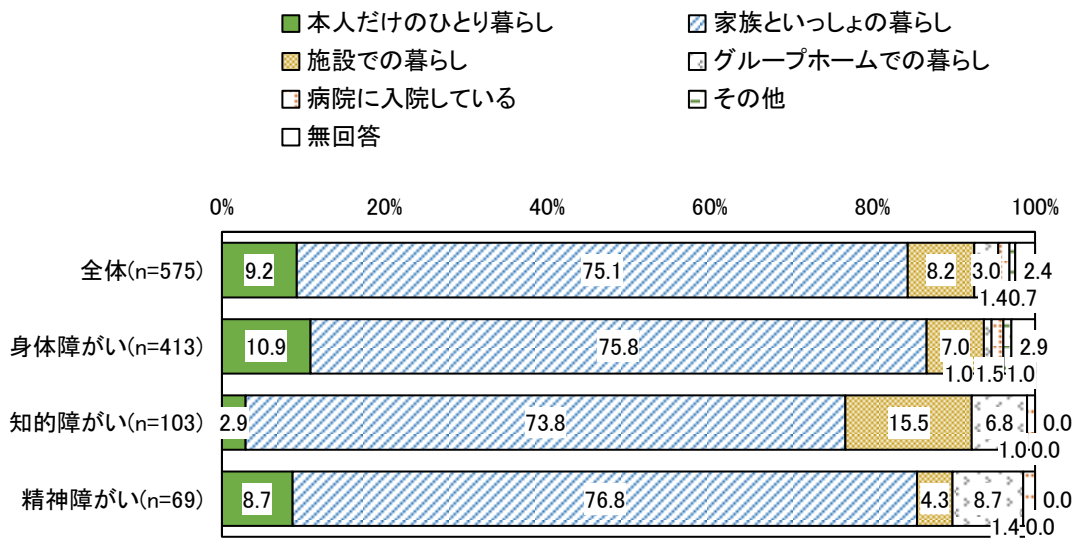
第3節 アンケート調査から見る現状と課題

1 現在と今後の暮らしについて

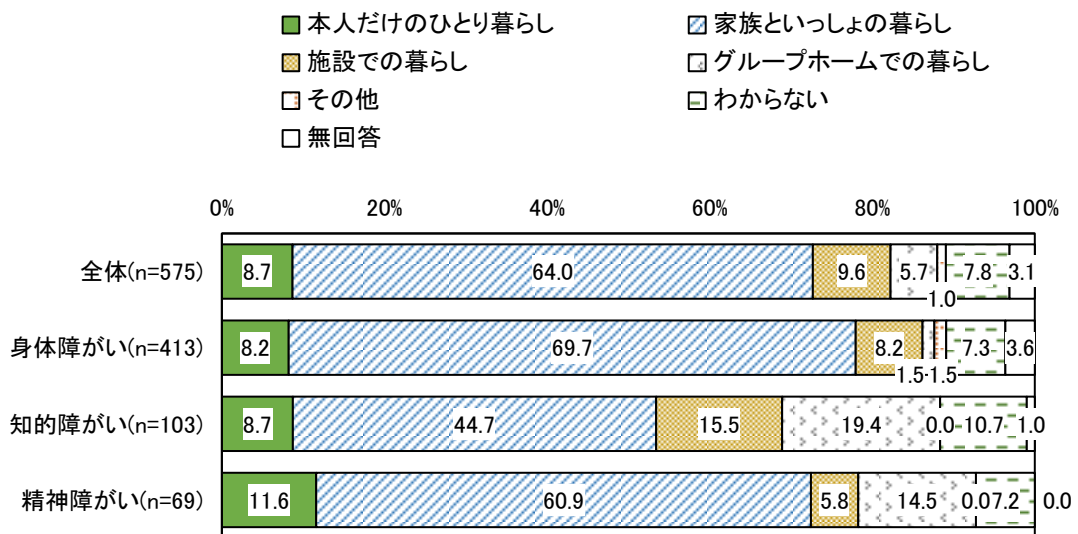
現在の暮らしについて、全体では「家族といっしょの暮らし」が75.1%で最も多く、次いで「ひとり暮らし」が9.2%となっています。

将来的には、いずれの障がいにおいても「家族と一緒に暮らし」が最も多くなっていますが、知的障がいでは「施設での暮らし」と「グループホームでの暮らし」が比較的多く、精神障がいでは「グループホームでの暮らし」が比較的多くなっています。

■現在どのように暮らしているか（1つに○）



■これからどのような暮らしをしたいか（1つに○）



2 18歳未満の暮らしや要望等について

放課後や休日の過ごし方は、身体障がいでは「地域の同世代の子どもたちと遊ぶ」が最も多く、知的障がいでは「放課後等デイサービスの利用」が最も多くなっています。

学校や施設等への要望は、身体障がいでは「周囲の障がい児への理解」が最も多く、知的障がいでは「長期休暇時（夏休みなど）の対応」が最も多くなっています。

学校卒業後の進路希望は、身体障がいでは「就労支援事業所や自立訓練事業所等、通所できる施設」と「一般企業への就職」が最も多く、知的障がいでは「就労支援事業所や自立訓練事業所等、通所できる施設」が最も多くなっています。

■放課後や休日の過ごし方

単位：%

	放課後等デイサービスの利用	習い事や塾に通う	地域の同世代の子どもと遊ぶ	ショートステイの利用	児童発達支援の利用	その他	特にない	無回答
全体(n=34)	61.8	38.2	26.5	23.5	14.7	0.0	2.9	2.9
身体障がい(n=10)	20.0	40.0	50.0	10.0	10.0	0.0	10.0	10.0
知的障がい(n=26)	76.9	34.6	19.2	26.9	19.2	0.0	0.0	0.0

■学校や施設等への要望

単位：%

	長期休暇時（夏休みなど）の対応	通所・通学手段の確保	周囲の障がい児への理解	施設・設備の充実	介助者の配置	その他	特にない	無回答
全体(n=34)	44.1	32.4	32.4	29.4	20.6	2.9	17.6	5.9
身体障がい(n=10)	30.0	0.0	50.0	20.0	10.0	10.0	10.0	20.0
知的障がい(n=26)	50.0	42.3	30.8	34.6	23.1	0.0	19.2	0.0

■学校卒業後の進路希望

単位：%

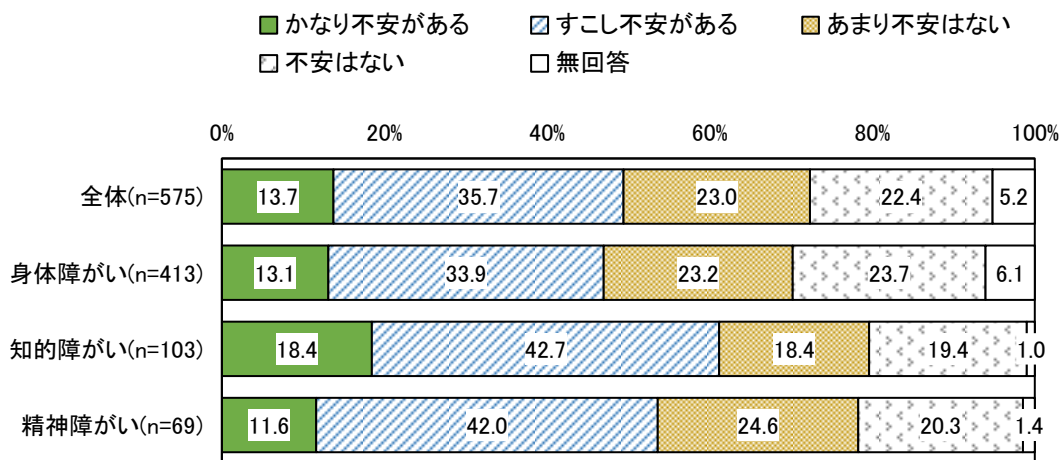
	就労支援事業所や自立訓練事業所等、通所できる施設	一般企業への就職	グループホーム	施設入所	レクリエーションや創作活動等のできる地域活動支援センター	その他	わからない	無回答
全体(n=34)	50.0	44.1	20.6	11.8	5.9	5.9	14.7	2.9
身体障がい(n=10)	30.0	30.0	0.0	10.0	0.0	20.0	20.0	10.0
知的障がい(n=26)	57.7	50.0	26.9	15.4	7.7	0.0	11.5	0.0

3 外出について

外出に不安があるかについて、全体では「かなり不安がある」と「すこし不安がある」を合わせると49.4%となっています。知的障がいと精神障がいでは過半数を占めており、知的障がいでは61.1、精神障がいでは53.6%となっています。

その理由として、全体では「交通事故」が29.7%で最も多く、以下「移動が不自由」が24.7%、「会話が難しい」が18.4%と続いています。知的障がいと精神障がいでは「周囲からの視線」も比較的多く、知的障がいでは32.0%、精神障がいでは29.0%となっています。

■外出に不安があるか（1つに○）



■外出の不安について、おもにどのような場合が考えられるか（○は3つまで）

単位：%

	交通事故	移動が不自由	会話が難しい	周囲からの視線	その他	特にない	無回答
全体(n=575)	29.7	24.7	18.4	13.4	8.3	27.0	10.4
身体障がい(n=413)	31.0	27.6	13.3	7.3	7.0	29.1	11.4
知的障がい(n=103)	29.1	16.5	44.7	32.0	11.7	20.4	6.8
精神障がい(n=69)	31.9	17.4	14.5	29.0	11.6	26.1	8.7

4 日中の過ごし方について

日中活動について、全体では24.2%が就労しており、精神障がいでは59.4%、知的障がいでは41.7%、身体障がいでは16.2%となっています。

なお、就労している人の仕事の満足度は、全体では79.2%が「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答していますが、収入面では52.4%にとどまっています。

■日中どのように過ごしているか（あてはまるものすべてに○）

単位：%

	自宅や入所施設、グループホームにいる	おもに家事や手伝いをしてしている	病院に通うことが多い	趣味の活動をしている	職場等で働いている	就労支援や自立訓練等の事業所に通っている
全体 (n=575)	41.6	30.6	21.9	16.3	15.5	8.7
身体障がい (n=413)	39.7	33.9	27.4	18.6	13.1	3.1
知的障がい (n=103)	38.8	12.6	3.9	6.8	15.5	26.2
精神障がい (n=69)	50.7	40.6	20.3	20.3	27.5	31.9

	学校に通っている	生活介護や児童発達支援等の福祉施設に通っている	ボランティアや地域の活動をしている	地域活動支援センターに通っている	その他	無回答
全体 (n=575)	5.2	3.8	3.7	1.4	7.8	6.3
身体障がい (n=413)	2.4	1.2	4.4	1.9	9.2	7.3
知的障がい (n=103)	21.4	18.4	2.9	1.0	4.9	2.9
精神障がい (n=69)	0.0	1.4	2.9	2.9	4.3	1.4

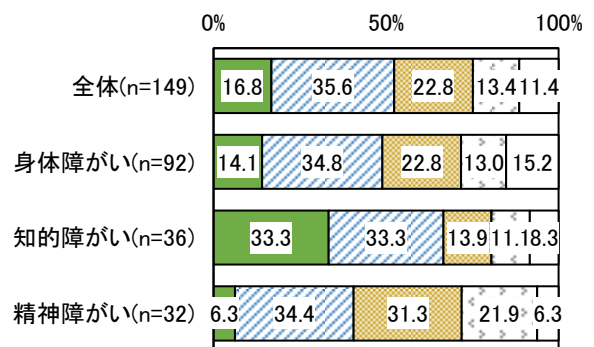
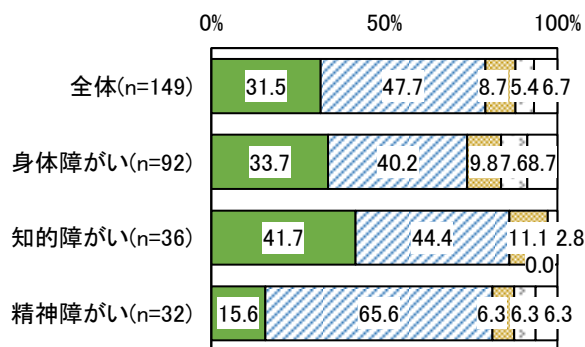
■働き方について（1つに○）※働いている人のみ

○仕事の満足度

- 満足
- どちらかといえば満足
- どちらかといえば不満
- 不満
- 無回答

○収入の満足度

- 満足
- どちらかといえば満足
- どちらかといえば不満
- 不満
- 無回答

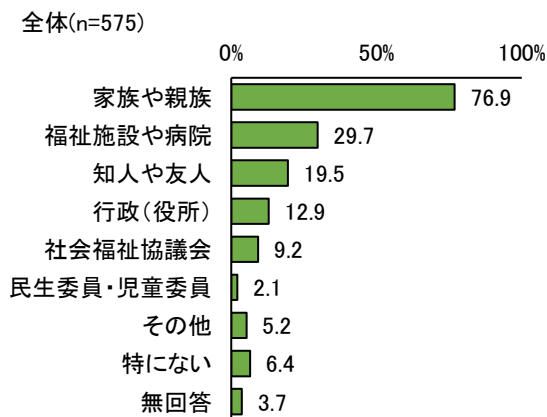


5 相談先・情報の入手先について

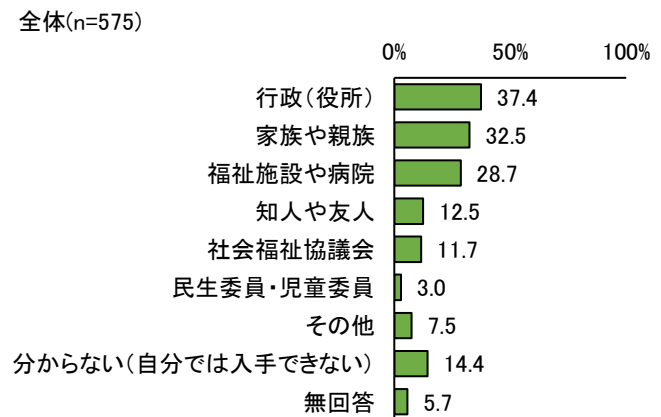
困った時に信頼できる相談先は、「家族や親族」が76.9%で最も多く、以下「福祉施設や病院」が29.7%、「知人や友人」が19.5%などとなっています。

障がい福祉に関わる情報の入手先は、「行政（役所）」が37.4%で最も多く、以下「家族や親族」が32.5%、「福祉施設や病院」が28.7%などとなっています。一方、「分からない（自分では入手できない）」との回答は14.4%となっています。

■困った時に信頼できる相談先
(○は3つまで)



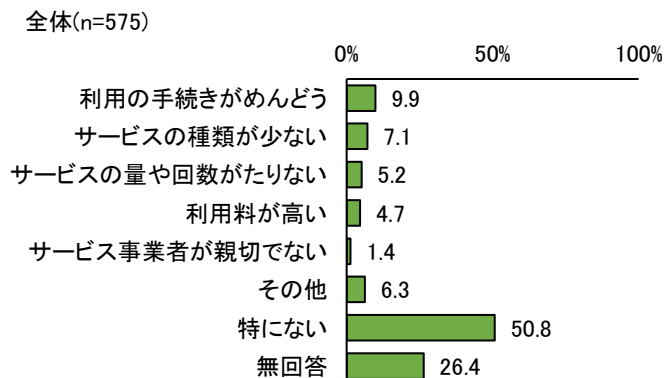
■障がい福祉に関わる情報の入手先
(○は3つまで)



6 障害福祉サービスの困りごとについて

障害福祉サービスで困ったことは、「特にない」が50.8%を占めています。一方、困ったこととしては、「利用の手続きがめんどう」が9.9%、「サービスの種類が少ない」が7.1%などとなっています。

■障害福祉サービスで困ったこと（あてはまるものすべてに○）

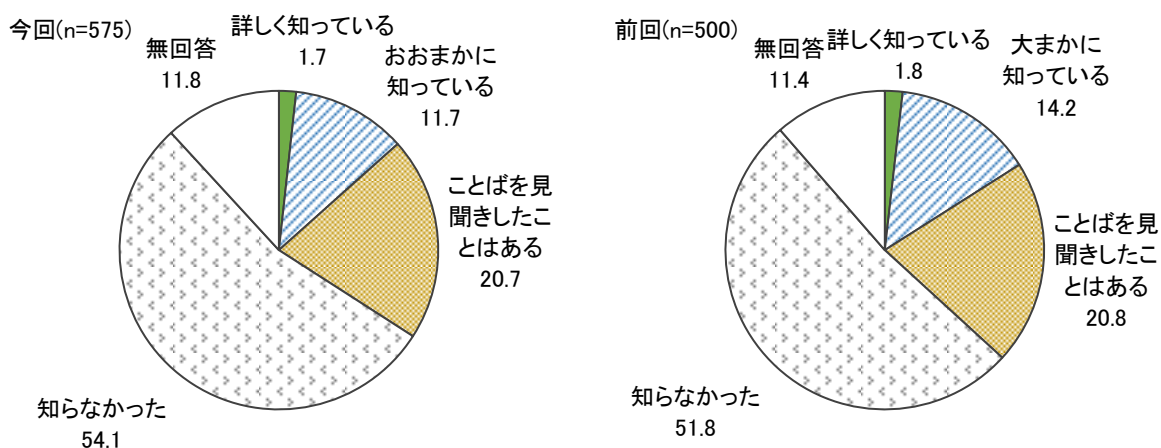


7 権利擁護や障がい理解について

障害者差別解消法について、「知らなかった」が54.1%となっており、前回調査と同様に過半数を占めています。

差別や嫌な思いをすることについて、全体で36.0%（「差別や嫌な思いをしたことはない」と「無回答」を除いた割合）が何らかの経験があると回答しています。場所や内容は、「お店の対応」や「地域の住民」など様々ですが、知的障がいと精神障がいで比較的多くなっています。

■障害者差別解消法を知っているか（1つに○）



■どこで差別や嫌な思いをするか（あてはまるものすべてに○）

	お店の対応	地域の住民	乗り物を利用しているとき	地域の行事や集まり	病院	職場	学校や教育の場	家族や親族	その他	差別や嫌な思いをしたことはない	無回答
全体(n=575)	10.6	8.7	8.5	8.5	7.8	7.5	5.4	4.2	5.0	47.0	17.0
身体障がい(n=413)	6.5	5.8	8.0	7.5	6.5	6.5	3.1	2.2	2.4	51.8	19.6
知的障がい(n=103)	25.2	19.4	13.6	18.4	11.7	4.9	12.6	7.8	13.6	31.1	8.7
精神障がい(n=69)	20.3	13.0	10.1	8.7	10.1	18.8	8.7	11.6	13.0	31.9	11.6
前回(n=500)	11.4	12.0	9.6	9.8	7.4	9.4	5.6	4.4	11.0	30.0	20.4

8 障がいのある人にとって必要な那珂市の取組について

障がいのある人にとって必要な那珂市の取組について、全体では「病気や障がいの早期発見・予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育・相談を進める」が33.7%で最も多く、以下「利用しやすいよう、公共交通機関を改善する」が26.1%、「ホームヘルプサービスなどの地域で暮らせるような福祉サービスを充実させる」が23.7%などとなっています。

また、知的障がいでは「グループホームなど地域社会の中で暮らせる場を確保する」が35.0%、精神障がいでは「働く場の提供や就労環境を改善する」が37.7%など、障がいによって違いがみられます。

■障がいのある人にとって必要な那珂市の取組（○は3つまで）

単位：%

	病気や障がいの早期発見・予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育・相談を進める	利用しやすいよう、公共交通機関を改善する	ホームヘルプサービスなどの地域で暮らせるような福祉サービスを充実させる	利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する	グループホームなど地域社会の中で暮らせる場を確保する	働く場の提供や就労環境を改善する	住民との交流を推進し、相互理解を深める
全体 (n=575)	33.7	26.1	23.7	22.1	18.6	17.6	7.8
身体障がい (n=413)	33.7	28.1	25.2	25.2	15.3	13.6	8.7
知的障がい (n=103)	38.8	16.5	22.3	12.6	35.0	25.2	5.8
精神障がい (n=69)	36.2	26.1	20.3	23.2	20.3	37.7	4.3

	参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動を充実させる	参加しやすい生涯学習活動を充実させる	参加しやすい文化芸術活動を充実させる	その他	わからない	無回答
全体 (n=575)	5.7	5.4	3.1	2.4	16.7	12.9
身体障がい (n=413)	6.3	5.8	3.4	1.2	16.2	14.3
知的障がい (n=103)	6.8	4.9	1.0	4.9	16.5	7.8
精神障がい (n=69)	2.9	2.9	4.3	4.3	14.5	7.2

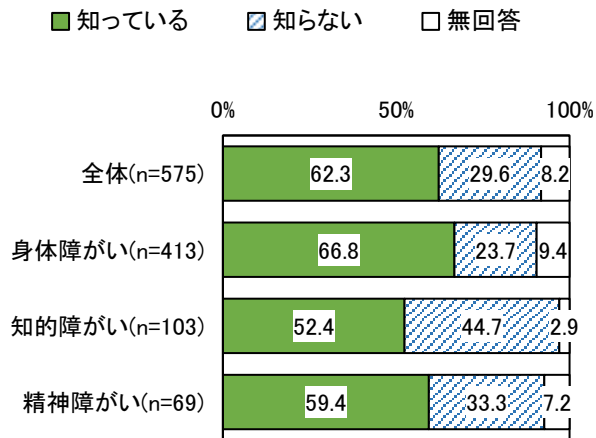
9 災害時の避難について

災害時に避難する場所について、全体では「知っている」が62.3%、「知らない」が29.6%となっており、知的障がいでは44.7%で比較的多くなっています。

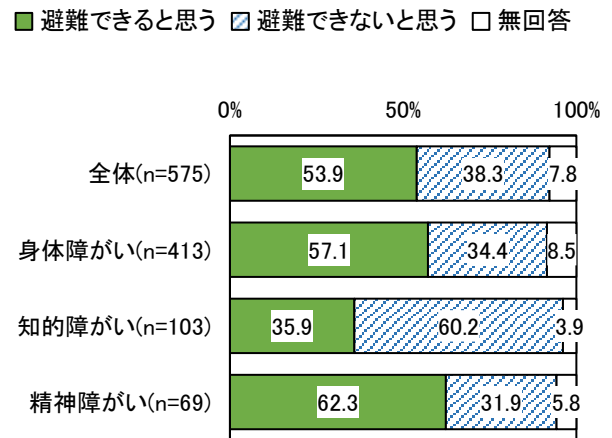
家にひとりでいるときに災害が起きた場合については、全体では「避難できないと思う」が38.3%となっており、知的障がいでは60.2%を占めています。

市の「避難行動要支援者支援制度」と社会福祉協議会の「あん・しん・ねっと」について、全体ではいずれも過半数が「知らない」と回答しており、いずれも知的障がいと精神障がいで割合が高くなっています。

■災害が起きたときの避難場所を知っているか（1つに○）

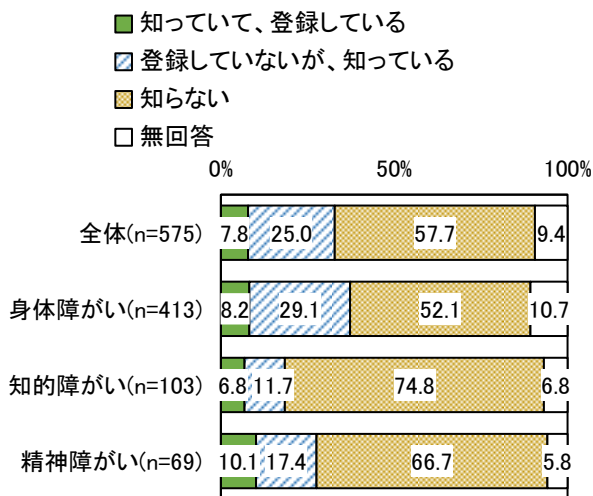


■家にひとりでいるときに災害が起きたら、外に避難することができるか（1つに○）

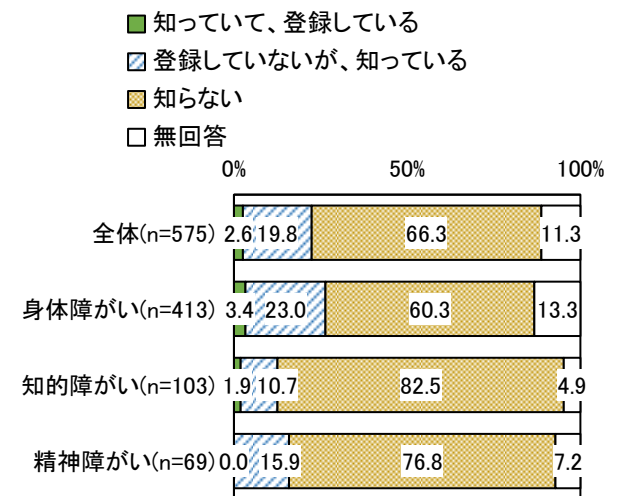


■「避難行動要支援者支援制度」（市の事業）や「あん・しん・ねっと」（市社会福祉協議会の事業）を知っているか（それぞれ1つに○）

○避難行動要支援者支援制度



○あん・しん・ねっと



10 地域との関わりについて

地域の人との付き合いについて、「挨拶をかわす程度」が66.4%、「回覧板を回す」が44.3%となっています。「付き合いはない」は17.6%で、前回調査から増加しており、知的障がいでは31.1%、精神障がいでは31.9%となっています。

コロナ禍の影響として、「外出する機会が減った」が45.4%、「人と会う機会が減った」が45.0%となっており、障がい別でもこれらが上位の2項目となっています。

■地域の人との付き合いはどの程度か（あてはまるものすべてに○）

単位：%

	挨拶をかわす程度	回覧板を回す	互いの家を行き来する	電話で話す	困ったときに相談する	民生委員が訪問する	その他	付き合いはない	無回答
全体 (n=575)	66.4	44.3	14.1	13.6	12.0	5.0	3.1	17.6	4.9
身体障がい (n=413)	67.8	50.4	17.9	16.9	14.3	6.3	3.6	11.4	5.8
知的障がい (n=103)	61.2	27.2	5.8	3.9	7.8	1.0	0.0	31.1	2.9
精神障がい (n=69)	63.8	36.2	4.3	8.7	4.3	2.9	2.9	31.9	2.9

■新型コロナウイルス感染症により、日常生活で特に困っていることはどのようなことか（あてはまるものすべてに○）

単位：%

	外出する機会が減った	人と会う機会が減った	体を動かす機会が減った	支出が増えた	収入が減った	健康状態が悪くなった	生活必需品を確保しにくくなった	学ぶ機会が減った	仕事が減った・なくなった
全体 (n=575)	45.4	45.0	25.4	11.8	7.3	6.4	5.2	4.2	3.5
身体障がい (n=413)	45.8	48.4	25.7	12.1	7.0	6.1	4.1	2.4	3.9
知的障がい (n=103)	52.4	39.8	28.2	5.8	6.8	2.9	5.8	8.7	1.9
精神障がい (n=69)	37.7	31.9	18.8	13.0	10.1	10.1	10.1	7.2	7.2

	リモートワークや在宅勤務が増えた	その他	特にない	無回答
全体 (n=575)	0.5	1.4	25.7	5.9
身体障がい (n=413)	0.5	1.2	24.2	6.8
知的障がい (n=103)	0.0	2.9	21.4	4.9
精神障がい (n=69)	0.0	0.0	37.7	5.8



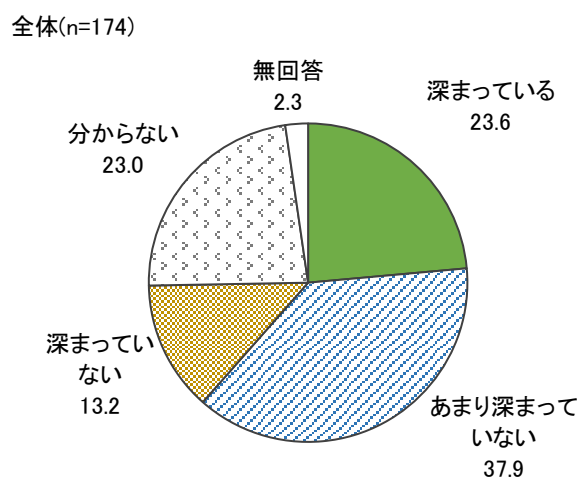
1.1 市民の障がい者理解や意識等について

社会の障がいのある人に対する理解について、「あまり深まっていない」が37.9%で最も多く、以下「深まっている」が23.6%、「分からない」が23.0%、「深まっていない」が13.2%となっています。

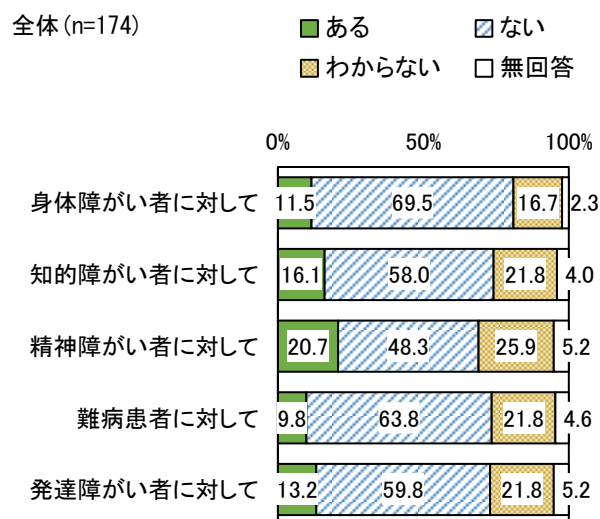
障がいのある人への差別・偏見は、「ある」が多い順に、精神障がい者が20.7%、知的障がい者が16.1%、発達障がい者が13.2%などとなっています。

日常生活における障がいのある人とふれあう機会については、「ふれあう機会はなかった」が32.8%で最も多く、前回調査（26.0%）から増加しています。一方、ふれあう機会としては「家族や親族に障がいのある人がいる・いた」が25.9%で最も多く、以下「職場で一緒に働いている・働いた」が18.4%、「知人や友人に障がいのある人がいる・いた」が16.7%などとなっています。

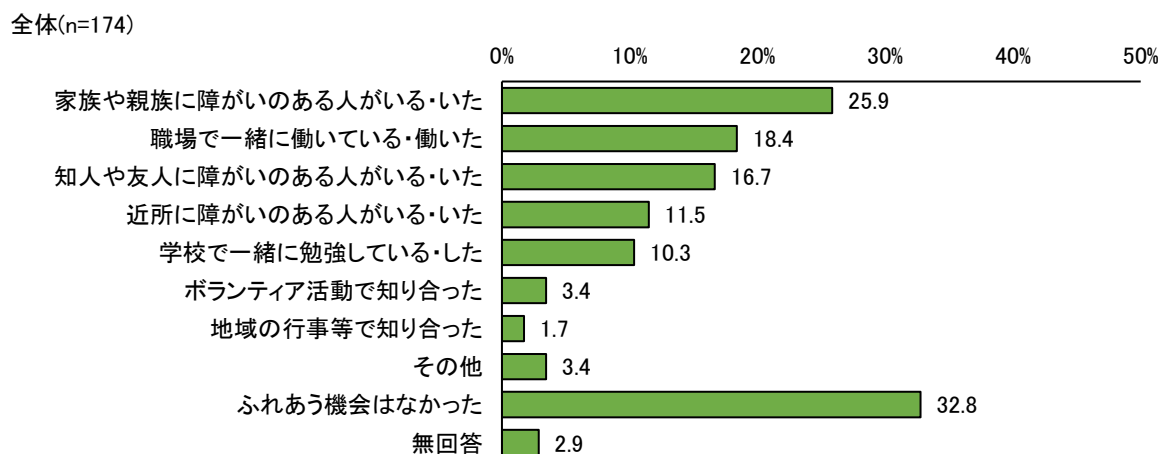
■障がいのある人に対する理解は深まってきたと思うか（1つに○）



■あなた自身は障がいのある人への差別・偏見があると思うか(それぞれ1つに○)



■今まで障がいのある人とふれあう機会があったか(あてはまるものすべてに○)



第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

平成18年度に策定した「那珂市障害者プラン」では、「ともに暮らし ともに輝くために」を計画の理念として掲げ、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会の実現をめざしてきました。

本市のまちづくりの方向性を示す指針となる「第2次那珂市総合計画」の基本構想（平成30年度～令和9年度）では、「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」を将来像とし、保健・医療・福祉分野におけるまちづくりの基本理念は「共に助け合い 支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」と定められています。

本計画では、これらの考え方を踏まえるとともに、障害者基本法の理念である「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という考え方を念頭におきながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するSDGsの視点を加え、「自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち」を新たな基本理念として定めます。

自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち

第2節 基本視点

基本理念を実現するために、各種施策が統一された目標に向かっていけるよう、各分野に共通する横断的な視点として、次の6つの基本視点を定め、障がい者施策を推進します。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の基本的人権を尊重し、障がいのある人の意思決定を支援します。

2 共生社会の実現に向けた施策の推進

障がいの有無にかかわらず、だれもが自分らしく安心して生活することができる共生社会を実現するため、差別の解消やアクセシビリティの向上など、社会的障壁の除去に向けた施策を推進します。

3 総合的かつ分野横断的な支援

多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。

4 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がいの特性や状態、個々の生活実態等に応じた支援の必要性を踏まえて推進するとともに、障がいの特性等の更なる理解促進に向けた施策の充実を図ります。

5 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人への支援

女性や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて施策を推進します。

6 実効性のある施策の推進

P D C Aサイクルを構築し、着実に実行するとともに施策の見直しを行い、実効性のある施策を推進します。

第3節 基本目標

各分野に共通する横断的な6つの基本視点を踏まえ、次の6項目を基本目標として掲げ、基本理念の実現を目指します。

■基本目標及び関連するSDGsの視点

基本目標 1	保健・医療の充実 ～安心して健康な生活を送る～	
基本目標 2	自立した生活支援の充実 ～自立と地域生活を総合的に支援する～	
基本目標 3	教育・育成の推進 ～明るく希望に満ちてどの子どもも輝く～	
基本目標 4	雇用・就労の支援 ～いきいきと働くことができる職場の確保～	
基本目標 5	社会参加の促進 ～誰もが生きがいをもって社会参加する～	
基本目標 6	住みよいまちづくり ～ともに暮らす住みよいまちづくり～	

第4節 評価指標

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
計画全体			
●身近な人の障がいのある人「理解度」	57.5%	62.4%	66%
●まちの「住みよさ度」	67.5%	74.4%	79%
基本目標1 保健・医療の充実			
●「こころの病」の予防・支援対策の満足度	51.5%	43.8%	53%
●保健・医療・福祉等のネットワークの満足度	58.4%	54.9%	61%
基本目標2 自立した生活支援の充実			
●福祉サービス等の相談体制の満足度	59.5%	61.6%	65%
●福祉サービスの利用しやすさの満足度	58.8%	56.6%	60%
基本目標3 教育・育成の推進			
●障がいのある子どもの教育・育成の満足度（全体）	56.8%	49.1%	59%
●障がいのある子どもの教育・育成の満足度（児童）	51.5%	34.8%	53%
基本目標4 雇用・就労の支援			
●雇用の場・就労の場の確保の満足度	46.3%	46.2%	49%
●職業訓練・職業能力の開発の満足度	54.2%	51.7%	55%
基本目標5 社会参加の促進			
●情報保障・意思疎通支援の満足度	53.9%	41.8%	59%
●月に2～3回程度以上の外出者割合	87.9%	84.3%	89%
基本目標6 住みよいまちづくり			
●障がい者理解についての啓発・広報の満足度	52.0%	47.4%	53%
●バリアフリーのまちづくりの満足度	50.3%	48.1%	51%
●福祉関係ボランティア活動の促進の満足度	57.1%	49.4%	60%
●障がいのある人の防犯・防災対策の満足度	52.6%	42.0%	59%

※評価指標の現状値の算出に当たっては、過去の算出基準と整合性を図るため、各アンケート調査結果において、無回答及び分からないとの回答を除いて集計しています。

※目標値は、令和5年度の現状値の105%～150%を設定しました。令和2年度から大きく減少している場合は150%、増加又は僅かな減少の場合は105%としています。

第5節 施策体系

基本理念	基本視点	基本目標	施策の方向		
<p>自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち</p>		1 保健・医療の充実	健康づくり・機能障がい予防の推進		
			こころの病の予防・支援対策の推進		
			地域リハビリテーションの充実		
		2 自立した生活支援の充実	障害福祉サービスの基盤整備		
			在宅サービスの基盤整備		
			生活安定・経済的自立の支援		
		3 教育・育成の推進	障がいのある子どもの育成支援		
			特別支援教育の推進		
		4 雇用・就労の支援	雇用・就労の場の拡大		
			職業リハビリテーションの充実		
		5 社会参加の促進	文化芸術活動・スポーツ等の振興		
			情報提供・意思疎通支援の充実		
		6 住みよいまちづくり	選挙における合理的配慮の提供		
			バリアフリーの生活環境整備		
			防犯・防災対策の推進		
			地域支援体制の整備		
			障がいについての理解の促進		
		1 自己決定の尊重と意思決定の支援			
		2 共生社会の実現に向けた施策の推進			
		3 総合的かつ分野横断的な支援			
		4 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援			
		5 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人への支援			
		6 実効性のある施策の推進			

第4章

第4期障がい者計画

基本目標1 保健・医療の充実

◇現状◇

アンケート調査によると、障がいのある人のために必要な取組（35号）は「病気や障がいの早期発見・予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育・相談を進める」が33.7%で最も多く、各種健診や相談対応の重要性は依然として高くなっています。

「こころの病」の予防・支援対策について、「満足」又は「どちらかといえば満足」との回答は43.8%で、令和2年度と比較すると割合が低下しています。コロナ禍の影響（37号）でこころにストレスを抱えている人が多いことも低下の原因の1つとして考えられます。

なお、精神障害者保健福祉手帳の所持者（17号）は令和4年度末では451人となっており、平成30年度末と比較すると約1.3倍に増加しています。自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者（17号）は995人で、平成30年度末と比較すると約1.2倍に増加しており、いずれも今後も増加していくことが見込まれます。

◇課題◇

障がいの重度化や高齢化が進んでおり、各種健康診査や健康相談、保健指導事業、介護予防事業等の充実を図り、健康づくりに関する意識啓発と疾病の予防・早期治療につなげていくことが重要です。

また、障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、保健・医療・福祉のほか、教育・保育等も含む関係機関が連携を図り、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられるよう、支援の体制を充実させていく必要があります。

こころの病には様々な種類があり、症状や抱える悩み等は人によって異なることから、その予防とあわせて精神疾患全般の正しい知識と理解の促進が求められます。精神障がいのある人やその家族を支えるための体制としては、保健・医療施策と福祉施策の連携や地域医療とのネットワークが重要となります。

◆施策の方向◆

- 施策の方向1 健康づくり・機能障がい予防の推進
- 施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進
- 施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
「こころの病」の予防・支援対策の満足度	51.5%	43.8%	53%
保健・医療・福祉等のネットワークの満足度	58.4%	54.9%	61%

施策の方向1 健康づくり・機能障がい予防の推進

乳幼児期の各種相談、健康診査や母子保健事業を通し、機能障がいの早期発見・早期療育につなげるよう努めます。

また、成人期には、生活習慣病の重症化による障がいを予防するため、健康診査や保健指導を実施します。

◇基本事業◇

1-1	乳幼児健康診査事業<重点>
【担当課：健康推進課】	
<p>乳児一般健康診査や1歳6か月児健診、3歳児健診を継続して実施し育児の悩みや不安への対応をするとともに、積極的に勧奨することにより受診率向上に努めます。</p> <p>発育発達異常や疾病の早期発見・早期療育に努め、発達障がいや児童虐待に適切に対処できるよう、関係機関と連携し、支援します。</p>	
1-2	乳幼児訪問事業<重点>
【担当課：健康推進課】	
<p>生後4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、こどもの成長や子育てに関する情報提供等を行います。</p> <p>また、発育発達や養育面で支援が必要な乳幼児の家庭を訪問し、個々の状況に応じて、相談や保健指導、情報提供等を行います。</p>	
1-3	乳児健康相談事業<重点>
【担当課：健康推進課】	
<p>保健師や管理栄養士等により乳児（4・7・12か月児）の身体測定や発育←発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、発達の遅れに対して、保護者の不安を軽減できるように対応します。</p>	
1-4	成人健康診査事業<重点>
【担当課：保険課、健康推進課】	
<p>18歳から39歳には生活習慣病予防健診を、40歳から74歳までの国民健康保険加入者には特定健康診査を実施します。未受診者へは過去の受診状況等により異なるアプローチを用いる等、訪問や広報・ポスター等による啓発を行うことにより受診を促します。</p> <p>健康意識の向上をめざすことにより、脳卒中や心筋梗塞、腎不全の発生予防を図ります。</p>	
1-5	成人保健指導事業<重点>
【担当課：保険課、健康推進課】	
<p>脳卒中や心筋梗塞、腎不全、認知症等の機能障がいを残す疾病を予防するため、健診結果から高血圧や高血糖、脂質異常、メタボリックシンドローム等のリスクを持つ人に保健指導を行います。</p>	

1-6	就園及び就学时健康診断
【担当課：学校教育課】	
幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや機能障がいの早期発見を図ります。 また、そのような幼児・児童がいた場合には、必要に応じ関係機関との連携を図ります。	
1-7	地域支援事業
【担当課：介護長寿課】	
高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、主に要支援1・2の人を対象に、訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業を行います。	
1-8	高齢者健康づくり推進事業
【担当課：健康推進課、保険課、介護長寿課】	
高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止するため、地域の高齢者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を介護予防事業と一体的に行います。	

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの病についての正しい知識を普及することにより、予防や周囲の理解を促すとともに、本人や家族等への相談支援を実施します。

また、自殺の直前にはうつ病の発症が多いことから、自殺予防のためにも、治療に向けた早期対応の重要性について啓発を行います。

◇基本事業◇

1-9	こころの相談事業<重点>
【担当課：健康推進課】	
こころの悩みを抱える人や精神障がいのある人及びその家族等が、医療や社会生活上の悩みについて精神科医による個別相談を行い、必要に応じて、継続した相談や訪問指導を実施します。 また、広報紙やポスター等によりこころの相談の周知に努めます。	
1-10	こころの病の広報・啓発<重点>
【担当課：健康推進課、社会福祉課】	
広報紙やインターネットの活用、講演会の実施、各種の保健福祉事業におけるパンフレットの配布等を行うことにより広くPR活動を行い、こころの病の正しい知識の普及・啓発を行います。 また、ゲートキーパー等の人材養成にも努めます。	

1-11	スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣<重点>
【担当課：学校教育課】	
<p>小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育支援センターと連携、協力して、暴力行為、いじめ、不登校等の諸課題に対し、未然防止・早期発見及び早期解決を図ります。</p> <p>また、特別支援教育専門家派遣事業を活用し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について専門的な助言等を受け、特別支援教育の充実を図ります。</p>	

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

医療費の公費負担制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療福祉費支給制度（マル福）等の活用により通院・治療を促し、医学的リハビリテーションの推進を図ります。

また、介護予防事業の一環として地域リハビリテーション体制を充実します。

◇基本事業◇

1-12	自立支援医療
【担当課：社会福祉課】	
<p>障害者総合支援法による自立支援医療のうち、更生医療（18歳以上の身体障がいのある人が対象）及び育成医療（18歳未満の身体障がいのある子どもが対象）によって、機能障がいを除去・軽減する治療に対する給付を行います。</p> <p>また、精神通院医療（県が実施機関）については、申請受付事務を行い、継続的な通院が必要な人が給付制度を受けられるよう支援します。</p>	
1-13	重度障がいのある人（児童）の医療費助成
【担当課：社会福祉課】	
<p>医療福祉費支給制度（マル福）により、重度の障がいのある人及び障がいのある子どもに対し、医療費の自己負担分について助成します。</p>	
1-14	特定疾病療養費助成
【担当課：保険課】	
<p>高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない人工透析を実施している慢性腎不全、血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第8・9因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療をしている人に対して特定疾病療養受療証を交付し、治療にかかる負担を軽減します。</p>	
1-15	リハビリテーション専門職との連携促進
【担当課：介護長寿課】	
<p>リハビリテーション専門職と連携し、生活機能の低下した高齢者に対し、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のために支援します。</p>	

基本目標2 自立した生活支援の充実

◇現状◇

アンケート調査によると、日常生活を送るうえで介護してくれる人が「いる」と回答した人は43.6%となっており、そのうち家族による介護が81.6%を占めています。介護者の年齢は、65歳以上が56.0%となっており、介護者の高齢化も顕著となっています。

障害福祉サービス等の利用意向は、身体障がいのある人では自立訓練や地域定着支援、知的障がいのある人では共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助、就労継続支援B型、精神障がいのある人では就労移行支援や就労継続支援B型が比較的高くなっています。

また、短期入所（ショートステイ）は、いずれの障がいにおいても利用意向が高く、知的障がいのある人と精神障がいのある人で特に高くなっています。

障害福祉サービス等に関して困ったこと（33歳）として50.8%が「特にない」と回答しているのに対し、困ったこととしては「利用の手続きがめんどう」が9.9%、「サービスの種類が少ない」が7.1%などとなっています。

◇課題◇

障がいのある人等が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な制度やサービスを適切に、総合的に活用することが必要です。そのためにも、障害福祉サービスの提供や地域生活支援事業の実施はもとより、利用の第一歩となる各種サービスや制度等の周知徹底や相談支援事業の充実が重要です。

また、地域生活支援拠点等を適切に運用していくとともに、地域における相談支援や社会参加、緊急時の受け入れ体制等の機能を強化していく必要があります。さらに、障がいのある人等の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題等に柔軟に対応し、切れ目のない支援を行っていくためには、関係機関が連携し、分野を超えた重層的な支援体制の構築が求められます。

◆施策の方向◆

- 施策の方向1 障害福祉サービスの基盤整備
- 施策の方向2 在宅サービスの基盤整備
- 施策の方向3 生活安定・経済的自立の支援

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
福祉サービス等の相談体制の満足度	59.5%	61.6%	65%
福祉サービスの利用しやすさの満足度	58.8%	56.6%	60%

施策の方向1 障害福祉サービスの基盤整備

障がいのある人等の地域生活を支援するために、必要な障害福祉サービスを提供するとともに、制度の普及・周知を行います。

また、サービス供給の必要量を確保するため、事業所の体制整備を進めます。

◇基本事業◇

2-1	障害福祉サービスの給付<重点>
【担当課：社会福祉課】	
<p>障害者総合支援法等に基づき、障害福祉サービスの提供を行います。</p> <p>また、障がいのある人等が必要とするサービスを適切に利用できるよう、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。</p>	
2-2	障害福祉サービスの供給確保
【担当課：社会福祉課】	
<p>障害福祉サービスの必要量を確保・供給できるよう、既存事業所の体制の充実及び新規事業所の参入を促進します。</p>	
2-3	障がい者福祉と高齢者福祉の連携推進
【担当課：社会福祉課、介護長寿課】	
<p>障がいのある人等の高齢化に対応し、65歳以降も安心して使い慣れたサービスが受けられるよう、共生型サービス等の制度の周知を図るとともに、関係機関の連携により、切れ目のない支援を行います。</p>	

施策の方向2 在宅サービスの基盤整備

障がいのある人が、地域で快適に安心して生活を送るため、必要な環境整備を行います。

また、障害者手帳の交付や障がい者相談員の設置、専門的相談に応じるためのマンパワーの確保のほか、日常生活に関わる各種事業は、障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業を軸として、包括的に実施・提供します。

◇基本事業◇

2-4	障害者手帳の交付
【担当課：社会福祉課】	
<p>身体障害者手帳は、認定基準に則り適切な認定・交付に努めます。</p> <p>また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は適切な交付事務に努めます。</p>	

2-5	タクシー利用助成事業
【担当課：社会福祉課】	
一定の要件を満たした在宅の障がいのある人などに対してタクシー利用券を交付し、通院にかかる負担を軽減します。	
2-6	福祉有償運送運営協議会設置事業
【担当課：社会福祉課】	
心身の状態により公共交通機関の利用が困難な人の移動の支援を目的として、NPO法人等が実施する福祉有償運送を適切に実施するため、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等の関係機関による協議会を設置・運営します。	
2-7	障がい者相談員事業
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
障がい者福祉の増進に熱意を持ち、地域の実情に明るい人として身体障がいのある人本人あるいは知的障がいのある人の保護者に、障がい者相談員の業務を委託します。障がいのある人が持つ悩みの相談に応じるほか、指導や助言、関係機関との連絡調整等を行います。	
2-8	日常生活自立支援事業
【担当課：社会福祉協議会】	
認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人が安心して生活できるよう日常生活に必要な福祉サービスの手続きや金銭管理の支援を行います。	
2-9	配食サービス事業
【担当課：介護長寿課】	
ひとり暮らしの高齢者や身体が虚弱な高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がいのある人に対して定期的に食事を届けることにより、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否を確認し孤独感を解消します。	
2-10	障がい者対応公営住宅の整備
【担当課：管財課】	
身体障がいのある人に対応した市営住宅の維持・管理を行います。	
◇障がい者対応住宅：鷺内住宅2戸	
◇バリアフリー対応住宅：鴻巣住宅（段差なし・手すり設置、51戸） 静駅前住宅（段差なし・手すり設置、70戸）	
2-11	専門職マンパワーの確保
【担当課：社会福祉課、健康推進課、こども課】	
特に精神障がいや発達障がいの相談支援の強化・充実のために、総合保健福祉センターやこども発達相談センター等に精神保健福祉士、心理士等を配置して、マンパワーの活用を図ります。	

施策の方向3 経済的自立の支援

地域で自立した生活を送るうえでの第一の基盤は、経済面の安定です。そのため、障害年金や各種手当、各種減免の制度は、対象者がもれなく受給できるよう制度の周知を図るとともに、福祉資金の貸付等も活用しながら経済的自立を支援します。

◇基本事業◇

2-12	障害基礎年金の支給
【担当課：保険課】	
<p>障害年金は、障がいのある人が経済的自立を図るうえで極めて重要な役割を果たすものです。国民年金加入中に、一定の保険料納付要件を満たしている人が一定の障がいの状態になったとき、老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、又は20歳前に障がい者になったとき、請求等の手続きを支援します。</p>	
2-13	特別障害給付金の支給
【担当課：保険課】	
<p>無年金障がい者を救済するために国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮し、福祉的措置として支給されるものです。国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受け取れない人で障害基礎年金の要件と同じ障がいのある人に対し、給付金請求等の手続きを支援します。</p>	
2-14	特別児童扶養手当の支給
【担当課：社会福祉課】	
<p>身体、知的又は精神障がい等のある20歳未満の児童の父母又は養護者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することにより福祉の増進を図ります。</p>	
2-15	特別障害者手当の支給
【担当課：社会福祉課】	
<p>在宅で常時特別な介護を必要とする著しく重度の障がいのある20歳以上の人に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することにより福祉の増進を図ります。</p>	
2-16	障害児福祉手当の支給
【担当課：社会福祉課】	
<p>在宅で常時介護を必要とする重度の障がいのある20歳未満の児童に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することにより福祉の増進を図ります。</p>	
2-17	経過的福祉手当の支給
【担当課：社会福祉課】	
<p>昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった人のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人に手当を支給することにより福祉の増進を図ります。</p>	

2-18	在宅心身障害者（児）福祉手当の支給
【担当課：社会福祉課】	
在宅の重度の障がいのある人又は障がいのある子どもを介護している人に手当を支給することにより、介護する人とその家族の福祉の増進を図ります。	
2-19	難病患者福祉手当の支給
【担当課：社会福祉課】	
難病患者に対し手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図ります。	
2-20	心身障害者扶養共済制度
【担当課：社会福祉課】	
障がいのある人を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある人に年金が支給される制度です。障がいのある人の生活の安定と保護者が抱く不安の軽減を図るため、制度の周知を図るとともに、請求等の手続きを支援します。	
2-21	外国人高齢者及び重度身体障害者福祉手当の支給
【担当課：介護長寿課】	
市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障がい者に対し福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	
2-22	生活福祉資金の貸付
【担当課：社会福祉協議会】	
低所得者や障がいのある人、高齢者に対し資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲を助長します。	
2-23	税や各種割引・減免制度の周知
【担当課：社会福祉課】	
障害者手帳の交付に伴い、その等級に応じて税金や公共交通機関等の料金、各種施設の利用料等、各種の減免・割引制度に該当する人へ周知を図ります。	

基本目標3 教育・育成の推進

◇現状◇

障がいのある子どもの就学状況を見ると、令和5年5月1日現在で、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒は247人（令和2年との比較で28人増）、近隣の特別支援学校に在籍する児童・生徒は、小・中・高等部の合計で91人（令和2年との比較で1人増）となっています。

アンケート調査によると、障がいのある子どもの教育・育成（30歳）について、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は、全体で49.1%、障がいのある子どものみの集計で34.8%となっており、令和2年度と比較すると割合は低下しています。

また、学校や施設等への要望（30歳）として、令和2年度と同様に「長期休暇時の対応」や「通所・通学手段の確保」、「周囲の障がい児理解」が多く、放課後や夏休みなどの希望する過ごし方としては、「放課後等デイサービスの利用」が最も多く挙げられています。

◇課題◇

障がいのある子どもの乳幼児期から成人まで、それぞれの年齢に対応したきめ細かい育成支援には、保健・医療・福祉・保育・教育・雇用等の関係機関が連携して、総合的に行うことが必要です。

幼稚園・保育所等への就園時や小学校就学時には、特に相談支援が重要となることから、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を構築したうえで、個々の発達やニーズに合わせた、関係機関による一貫した支援が望まれます。

また、発達障がいは、早期の発見と適切な指導がその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすため、こども発達相談センターを中心に、障がいのある子どもやその家族に対する配慮や支援体制の充実が求められます。

◆施策の方向◆

- 施策の方向1 障がいのある子どもの育成支援
- 施策の方向2 特別支援教育の推進

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
障がいのある子どもの教育・育成の満足度（全体）	56.8%	49.1%	59%
障がいのある子どもの教育・育成の満足度	51.5%	34.8%	53%

施策の方向1 障がいのある子どもの育成支援

乳幼児健診等における早期発見により、適切な治療や療育指導へとつなげることに始まり、その後、成長段階に応じて関わる関係機関が連携体制を緊密にすることにより、終始一貫した支援を実施します。

◇基本事業◇

3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）＜重点＞
【担当課：こども課、学校教育課】	
保育所や幼稚園等に日々通所し、集団保育が可能な障がいのある子どもに対して、保育士等を加配し、障がいのある子どもへの適切な保育を実施します。 また、発達障がいのある子ども等に対して、こども発達相談センターと連携を図ります。	
3-2	家庭児童相談事業
【担当課：こども課】	
家庭相談員を配置し、不登校、生活習慣、機能障がい、非行等のこどもの養育、児童虐待に関することについて、関係機関と連携を図りながら相談や支援を行います。	
3-3	就学指導の実施
【担当課：学校教育課】	
教育支援センターの就学支援担当者が、巡回指導により障がいのある子どもへの適正な就学指導を実施します。	
3-4	障がい児支援体制の構築＜重点＞
【担当課：社会福祉課、こども課、健康推進課、学校教育課、社会福祉協議会】	
障がいの発見から療育、保育、教育、就労等の各ライフステージに対応し、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携体制を作り、障がいのある子どもの将来に向けた自立と社会参加の促進を図ります。	
3-5	発達障がいのある子ども等の相談、支援事業＜重点＞
【担当課：こども課（こども発達相談センター）】	
心身の発達に遅れ、あるいはその疑いのある乳幼児及びその保護者、また、関係者の総合的な相談窓口として、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関と連携を図りながら相談や親子教室等による支援、子育て研修等を行います。	
3-6	障害児通所支援の充実＜重点＞
【担当課：社会福祉課】	
発達の遅れ等による機能障がいの気づきから療育へ、早い段階で適切な支援につなげるため、療育の場として地域の障がい児通所施設の確保・充実を行います。	

3-7	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援
【担当課：社会福祉課、こども課、学校教育課】	
医療的ケアを必要とする障がいのある子ども（医療的ケア児）が切れ目のない支援を受けられるよう、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関の協議の場を設置・開催するとともに、医療的ケア児に対する支援を進めます。	
3-8	児童虐待の防止
【担当課：こども課、健康推進課、学校教育課】	
児童虐待については、相談体制の整備とともに医療機関や市の乳幼児健診、保育所や幼稚園、小中学校等からの情報等を活用して早期発見に努めます。 また、発見に至った際には、迅速な相談支援により対応し、重大な問題があるケースについては児童相談所と協議し、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を開催して問題の解決を図ります。	
3-9	巡回専門員派遣事業
【担当課：こども課、学校教育課】	
保育所等の子どもやその親が集まる施設で巡回等支援を実施し、発達が気になる段階から支援できる体制を整え、発達障がいのある子ども等の早期発見・早期対応を図ります。 ◇こども発達相談センター巡回専門員派遣：11施設 ◇教育支援センター巡回専門員派遣：14施設	

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーターや学習指導員の配置、特別支援学級や通級指導教室での指導等により障がいのある子どもの学習を支援します。

また、「障がい」への理解を深めるため、教職員等に対して研修を行うとともに、児童・生徒に対して、学校教育における体験学習等を通じた「豊かな心」の育成に努めます。

◇基本事業◇

3-10	特別支援教育コーディネーターの配置
【担当課：学校教育課】	
各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、小学校及び中学校における特別支援教育の推進・充実を図ります。	
3-11	学習指導員・生活指導員の配置
【担当課：学校教育課】	
配慮を要する児童・生徒に対して学習指導員や生活指導員を配置し、一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かな指導や校内生活の支援を行います。	

3-12	通級指導の実施<重点>
【担当課：学校教育課】	
小学校の通常の学級に在籍する軽度の障がいのある子どもに対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、通級指導教室で能力や適性に応じた指導を行います。	
3-13	特別支援学級
【担当課：学校教育課】	
小学校及び中学校に知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がいの特別支援学級を設置し、障がいのある子どもに対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援をします。	
3-14	教職員等研修の実施
【担当課：学校教育課】	
通常の学級に障がいのある子どもが在籍していることから、教職員等の特別支援教育に対する理解を深めるため研修を行います。	
3-15	福祉教育・交流教育の実施<重点>
【担当課：学校教育課】	
「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関と連携してボランティア活動等、地域での体験学習や特別支援学校の児童・生徒との交流活動を実施することにより「豊かな心」を育成し、教職員と児童・生徒の障がい者理解が深まるように取り組みます。	
3-16	学校施設のバリアフリー化
【担当課：学校教育課】	
障がいのある子どもが支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を進めます。	
◇小学校：スロープ8校、多目的トイレ（校舎7校、体育館3校）、エレベーター2校	
◇中学校：スロープ4校、多目的トイレ（校舎4校、体育館1校）、エレベーター1校、車いす用階段昇降車1校	

基本目標4 雇用・就労の支援

◇現状◇

障がいのある人の就労に関する状況（21㉟）を見ると、法定雇用率の引き上げに伴い、障がいのある人の雇用数は着実に増加しているものの、茨城県内の民間企業における法定雇用率の達成割合は約5割で、県内の障がい者就労面接会における採用決定人数は減少傾向となっています。

アンケート調査によると、日中の過ごし方（32㉟）について、「職場等で働いている」と「就労支援や自立訓練等の事業所に通っている」を合わせると24.2%となっており、精神障がいのある人では59.4%を占めています。

また、障がいのある人にとって必要な取組（35㉟）として、「働く場の提供や就労環境を改善する」は全体では17.6%ですが、精神障がいのある人では37.7%で最も多く、精神障がいのある人の雇用・就労に対する支援への期待が大きいことが分かります。

本市の雇用・就労支援施策（44㉟）については、「満足」又は「どちらかといえば満足」との回答は、「雇用の場・就労の場の確保」で46.2%、「職業訓練・職業能力の開発」で51.7%となっており、令和2年度と比較すると低下している状況です。

◇課題◇

雇用の確保は、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、また、「働きたい」という意欲に応えるためにも、就労先の開拓が必須です。そこで、ハローワークを中心とした関係機関と連携して企業等とのマッチングを図るとともに、企業等に対しては障がい者雇用に関連する各種法制度や助成制度の周知を図り、障がいに対する理解啓発を進める必要があります。

また、一般就労へステップアップするための技能獲得の場として、障害福祉サービスの訓練給付を提供する就労支援事業所の確保と充実を図るとともに、就労後の職場定着を支援する体制の整備が求められます。

◆施策の方向◆

- 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大
- 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
雇用の場・就労の場の確保の満足度	46.3%	46.2%	49%
職業訓練・職業能力の開発の満足度	54.2%	51.7%	55%

施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

求職活動とともに大切なのが、生活面の安定です。そこで就労の支援と生活の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター（県内福祉圏域ごとに1か所）」を活用しながら、ハローワークをはじめ、関係機関と連携して横断的・総括的に支援します。

また、市内の企業等に対して障がい者雇用への理解啓発を進めるとともに、障がいのある人が雇用されている企業や障害者就労支援施設等に官公庁が行う発注を優先的にを行うことにより、継続的な雇用の確保を図ります。

◇基本事業◇

4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進<重点>
【担当課：社会福祉課、商工観光課、社会福祉協議会】	
地域自立支援協議会、障がい者差別解消支援地域協議会、商工会及びハローワーク等関係団体と連携・協力しながら、市内の事業者に対し「障害者差別解消法」の努力義務を周知していくとともに「障害者雇用促進法」に基づく障がい者雇用制度の趣旨の普及・啓発を行い、雇用に関する理解の促進に努めます。	
4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進<重点>
【担当課：社会福祉課】	
障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、障害者就労支援事業所や障がいのある人等を雇用する事業所に対して官公庁が行う発注を優先的にを行うことにより、障がいのある人等の仕事、賃金の確保と雇用の促進を図ります。また、事業所の受発注センターへの登録の支援等、民間企業からの受注の拡大についても促進に努めます。	
◇那珂市役所における調達実績	
調達内容：役務（除草、清掃、印刷製本 等）	
物品（弁当、パン、花苗 等）	
4-3	就労支援ネットワークの活用
【担当課：社会福祉課、商工観光課】	
ハローワークをはじめ、「障害者就業・生活支援センター」のネットワークを活用して、障がいのある人等の就労を進めます。	
また、庁内においても連絡体制（那珂市就労活動支援推進連絡会）を活用し、障がい者雇用に関する情報の共有を図ります。	

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

就労に対する目標意識を高め、必要な知識や技術等を習得するために、障害福祉サービスの利用において、就労支援事業所で就労訓練を提供します。

また、特別支援学校の卒業者や就労支援事業所の利用者のなかで、就労に意欲のある人に対して、関係機関と連携しながら、各種の障がい者雇用促進の施策を活用し、就職から職場への適応・定着まで支援を行います。

◇基本事業◇

4-4	障害福祉サービスによる就労支援事業所の確保
【担当課：社会福祉課】	
障害福祉サービスによる就労支援事業所を確保し、一般就労へ向けた訓練の場を提供します。	
4-5	特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進
【担当課：社会福祉課】	
特別支援学校卒業後の進路として一般就労、あるいは就労支援事業所での就労訓練から一般就労へとつなげるために、各種の障がい者雇用促進の施策を活用しながら、関係機関と連携して継続的に支援します。	

基本目標5 社会参加の促進

◇現状◇

アンケート調査によると、月に2～3回程度以上の外出者（44歳）は84.3%を占めています。一方で、外出に不安がある人は全体で49.4%となっており、知的障がいのある人では61.2%、精神障がいのある人では53.6%を占めています。

また、本市の情報保障・意思疎通支援（44歳）について、「満足」又は「どちらかといえば満足」との回答が41.8%となっており、令和2年度と比較すると低下している状況です。

障がいのない市民へのアンケート調査によると、社会の障がいのある人に対する理解（38歳）は「あまり深まっていない」又は「深まっていない」との回答が51.1%を占めており、これまで以上に障がいや障がいのある人への理解促進や合理的配慮に関する周知啓発等が必要であることが分かりました。

◇課題◇

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供を推進するため、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。令和3年5月には改正法が成立し、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

また、令和4年には、障がいのある人による情報の取得や利用、意思疎通のための施策を総合的に推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。

障がいのある人の社会参加を促進するために、障がいの特性や困りごとに対して可能な限り合理的配慮を施したうえで多様な活動機会を提供することや、様々な情報を広く周知することが求められます。

◆施策の方向◆

- 施策の方向1 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 施策の方向2 情報提供・意思疎通支援の充実
- 施策の方向3 選挙における合理的配慮の提供

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
情報保障・意思疎通支援の満足度	53.9%	41.8%	59%
月に2～3回程度以上の外出者割合	87.9%	84.3%	89%

施策の方向1 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化・芸術は、心の豊かさや他者との相互理解を進める力があり、その活動においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが対等に享受・創造する権利を持っています。

スポーツ・レクリエーション活動については、参加者誰もが生きがいや楽しみを向上させる活動です。これらの活動を、健康の保持・増進するための活動として位置付け、障がいのある人の参加を支援します。これらの活動の推進に当たっては、障がいのある人に参加の促進をするとともに、開催する側に対し、合理的配慮の普及・啓発を行います。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために必要な施策を講じます。

◇基本事業◇

5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業<重点>
	【担当課：生涯学習課、社会福祉課】
	障がいのある人の体力増進や交流促進を図るため、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーション教室の開催に取り組みます。
5-2	スポーツ大会への参加促進
	【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】
	「茨城県障害者スポーツ大会」への参加を支援します。
5-3	文化・芸術活動への参加促進
	【担当課：生涯学習課、社会福祉課】
	障がいのある人が各種生涯学習事業に参加する際や、障がい者団体が文化活動を実施する際に協力するとともに、法に基づき障がいのある人による文化芸術活動の促進に努めます。
5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮<重点>
	【担当課：生涯学習課、社会福祉課】
	市や各種団体が主催する文化・芸術、スポーツ活動等において、障がいのある人に参加の促進をするため、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行います。
5-5	障がいのある人の読書環境の充実
	【担当課：生涯学習課、社会福祉課】
	市立図書館においては、読書のバリアフリー環境を整えるため、大活字本や点字資料等を定期的に購入します。
	また、視覚障がいのある人に対する対面朗読サービス等の充実を図ります。
5-6	障がいのある子どもの参加する生涯学習事業<重点>
	【担当課：生涯学習課】
	「ふるさと教室」などで、障がいのある子どもが参加しやすい事業を計画・実施するとともに、障がいのない子どもとの交流の機会を設けます。

5-7	障がい者交流事業
【担当課：社会福祉協議会】	
社会参加や自立訓練のため、障がいのある人や障害福祉サービス事業者、関係者が互いに交流し、情報交換・相談を行える機会や場所を設けます。	

施策の方向2 情報提供・意思疎通支援の充実

地域社会の総合的な情報提供を保障するため、機能障がいの特性に応じた方法により情報を提供するとともに、コミュニケーションを円滑にするための支援を行います。

◇基本事業◇

5-8	情報のバリアフリー化の推進<重点>
【担当課：秘書広聴課、社会福祉課、社会福祉協議会】	
広報紙等の公的な発行物へのユニバーサルデザイン書体の導入、ホームページ、案内表示や窓口対応等について、障がいの程度や障がいのある人の要望に応じながら、音訳や振り仮名を振った分かりやすいものの作成、支援機器の活用等分かりやすく情報が入手できるように合理的配慮を行います。	

施策の方向3 選挙における合理的配慮の提供

障がいのある人が投票を行う際の配慮として、各種選挙の選挙情報の提供、投票所のバリアフリー化を進めます。また、公職選挙法における郵便等による不在者投票制度について周知・啓発を行います。

◇基本事業◇

5-9	選挙情報の提供
【担当課：総務課、社会福祉課】	
視覚障がいのある人への対応として、選挙公報等の情報を音声で記録して配布することについて、障がい者支援団体等と連携・協力して実施します。	
5-10	郵便等投票制度の周知・啓発
【担当課：総務課、社会福祉課】	
投票所に行くことが困難な障がいのある人等（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で障がいの程度が一定の要件を満たしている人等）が自宅において投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度について周知・啓発を行います。	
5-11	投票所のバリアフリー化
【担当課：総務課】	
障がいのある人だけでなく投票をする人の利便性向上のため、スロープや手すりを取りつける等、バリアフリーの環境を整備します。 また、歩行が困難な人のために車いすを配置します。	

基本目標6 住みよいまちづくり

◇現状◇

アンケート調査によると、本市のまちづくりへの取組について、「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答した割合は下表のとおりであり、令和2年度と比較して全体的に減少する結果となっています。

災害時の対応（36号）については、災害時に一人で「避難できないと思う」と回答した人の割合が38.3%（知的障がい者で60.2%）であるのに対し、避難行動要支援者支援制度とあん・しん・ねっとへ「登録している」との回答はそれぞれ7.8%、2.6%で、制度や仕組み自体を「知らない」との回答が5割を超えています。

また、障がいのある人のために必要な施策（35号）として、「利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する」「利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する」が上位にあげられており、バリアフリー環境の整備が求められます。

◇課題◇

障がいのある人が住みやすいまち、誰にとっても住みやすいまちとなります。このユニバーサルデザインの考え方を念頭に置き、快適で安全な「住みよいまちづくり」を実現するため、ソフト・ハード両面のバリアフリー化の推進、防犯・防災対策の徹底、ボランティア活動や団体活動等による地域の支援体制の構築等、あらゆる視点から環境整備を図る必要があります。

また、障がいを理由とする差別解消の推進に向けて、広報・啓発の充実を図るとともに、各種イベントの開催や福祉教育・交流教育を通じて、地域全体で障がい者差別の防止・解消に向けた取組を推進していく必要があります。

◆施策の方向◆

- 施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備
- 施策の方向2 防犯・防災対策の推進
- 施策の方向3 地域支援体制の整備
- 施策の方向4 障がいについての理解の促進

◆評価指標◆

項目	現状値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和8年度
障がい者理解についての啓発・広報の満足度	52.0%	47.4%	53%
バリアフリーのまちづくりの満足度	50.3%	48.1%	51%
福祉関係ボランティア活動の促進の満足度	57.1%	49.4%	60%
障がいのある人の防犯・防災対策の満足度	52.6%	42.0%	59%

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

物理的・制度的・心理的・情報という“4つのバリア”のうち、特に物理的なバリアは、障がいのある人はもとより高齢者や子ども等の社会的弱者といわれる人々にとっては、生活するうえで大きな支障となります。このバリアを取り除くため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市の施設をはじめとする公共施設のバリアフリー化を推進し、生活・移動環境の整備を行います。

◇基本事業◇

6-1	福祉ガイドマップの作成
【担当課：社会福祉課】	
市内のバリアフリーの整備状況を把握することにより、障がいのある人の移動の利便性を確保し、社会的障壁の除去につなげます。 また、マップの作成に当たっては、専門家を含め、関係機関と連携・協力します。	
6-2	公共的施設のバリアフリー化<重点>
【担当課：社会福祉課、都市計画課、管財課、生涯学習課】	
市の施設（道路・公園を含む。）をはじめ、人が多く集まる商業施設や駅等の公共施設について、市の整備計画や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、事業者に対しては、バリアフリー設備の設置について合理的配慮の提供に関する周知・啓発を推進します。	
6-3	道路・交通安全対策の推進
【担当課：土木課、都市計画課】	
道路の歩道・車道の分離、段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置等、障がいのある人の移動環境の整備と安全対策を推進します。	

6-4	交通手段の確保<重点>
【担当課：都市計画課】	
<p>那珂市地域公共交通計画に基づき、鉄道駅から遠く、バス路線もない地域等、買い物や通院等の日常生活の移動手段に不便をきたしている地域住民の交通手段の確保を図ります。</p> <p>また、障がいのある人をはじめ、地域住民にとって利便性が高く、利用しやすいデマンド交通の運行体制やいばらき県央地域連携中枢都市圏等における広域運行の維持を図るとともに、障がいのある人が理解しやすい内容での情報提供や、周知・広報を推進します。</p>	
6-5	市の附属機関等への障がいのある人の参画、登用
【担当課：社会福祉課、関係各課】	
<p>市の施策、方向性を決めていく各種の審議会や委員会において、障がいのある人等の当事者の声を直接反映することができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者が委員に参画することについて推進します。併せて、その際に障がいのある人が必要とする移動支援、意思疎通支援事業等を活用して合理的配慮を行う等、環境整備を推進します。</p>	

施策の方向2 防犯・防災対策の推進

「地域防災計画」に基づく対策を基本とし、災害の発生時には「避難行動要支援者支援制度」や「あん・しん・ねっと」による支援体制のもとで安否確認や避難誘導を行い、障がいのある人の安全を確保します。また、消費者犯罪に対する防犯対策を実施します。

◇基本事業◇

6-6	地域防災計画の推進
【担当課：防災課】	
<p>「地域防災計画」に基づき、災害時における障がいのある人の支援体制を整備するとともに、災害時に避難する場所の周知や防災訓練の実施等により、一人ひとりの防災意識の向上を図ります。</p>	
6-7	避難行動要支援者支援体制の構築<重点>
【担当課：防災課、社会福祉課、介護長寿課、社会福祉協議会】	
<p>市の「避難行動要支援者支援制度」や、社会福祉協議会が行う住民同士の見守り活動を基礎とした「あん・しん・ねっと」、地域包括支援センターによる要支援者の状況確認等、災害発生時に要支援者が必要な支援を受けられるよう支援体制を充実させ、円滑かつ迅速な避難支援を実施します。</p>	

6-8	緊急時の情報配信の徹底
【担当課：防災課、社会福祉課】	
<p>市民へ災害情報等を提供する防災行政無線について、聴覚障害2級以上の方が属する世帯には、希望に応じて、放送内容を文字で表示する端末を貸与します。</p> <p>また、設置対象にはならない聴覚障がいのある人の属する世帯には、希望に応じて、放送内容をファクスで提供します。更に、文字と音声で放送内容を確認できる那珂市防災アプリ（スマートフォン利用）を運用していきます。</p>	
6-9	消費者被害の防犯対策の推進
【担当課：秘書広聴課（消費生活センター）、社会福祉課】	
<p>障がいのある人が被害に遭わないよう、消費生活センターにおいて、消費者トラブルの相談、消費生活情報の周知と消費者被害の未然防止のための広報・啓発を行います。</p>	

施策の方向3 地域支援体制の整備

社会福祉協議会は、民間の自主的な活動の中核として住民参加の福祉活動を推進する一方で、行政が実施する施策を補完する機関としても重要な役割を担っています。

市と社会福祉協議会とが“両輪”となって地域福祉を推進するために、今後さらに連携を深めていきます。

また、障がい者虐待の未然防止や当事者団体の活動支援を通じて、障がいのある人が安心して生活するための地域支援体制を整備します。

◇基本事業◇

6-10	社会福祉協議会との連携
【担当課：社会福祉課】	
<p>社会福祉協議会は、独自の福祉事業はもとより、多方面にわたる市の事業を受託しており、地域福祉推進の実質的な担い手として位置付けられます。今後も、連携を強化していきます。</p>	
6-11	ふくし相談センター
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
<p>家庭や地域で生活するなかで起こる様々な困りごとや悩みに応じるほか、「どこに相談したらいいのかわからない」という相談にも、専門の相談員と一緒に考えながら、解決へのお手伝いをします。</p>	
6-12	障がいのある人に対する虐待防止<重点>
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
<p>障がいのある人に対する虐待を防止するため、障害者虐待防止センターを設置して、24時間365日通報・相談が可能な体制を整えて関係機関との連携を強化し、虐待の予防と早期発見に努めます。</p> <p>また、予防普及啓発のための研修会を継続して実施していきます。</p>	

6-13	ボランティア活動の振興
【担当課：市民協働課、社会福祉課、社会福祉協議会】	
協働のまちづくりを推進する一環として、市民活動団体の活動を総合的に支援する「市民活動支援センター」を設置し、活動の振興を進めます。	
6-14	障がい者団体等活動支援
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
障がい者団体や家族会等の活動は、当事者の互助的な役割のみならず、障がい者理解や福祉の充実を推進するための社会に向けた発信の場であるため、引き続き活動の活性化を支援します。	

施策の方向4 障がいについての理解の促進

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障がいを理由として差別や権利利益を侵害してはいけないことが定められています。

「障害者週間」は、これらの“基本原則”についての関心と理解を広く国民の間に深め、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の社会活動に参加することを促進するため設けられています。

この「障害者週間」をはじめとして、随時、機会をとらえて障がい者理解のための広報・啓発を実施するとともに、子どものうちから「豊かな心」を育むため、学校教育における福祉の教育を推進します。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」をすることと、「合理的配慮をしないこと」は、障がいのある人を差別することに当たるとされました。障がいがあっても社会生活に苦慮することがないように、社会的障壁除去等の周知・啓発を実施します。

◇基本事業◇

6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進<重点>
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
<p>障がいのある人を特別視せずに、一般社会のなかで普通の生活が送れる条件を整え、ともに生きる社会をつくる「ノーマライゼーション」と障がいのある人があらゆる分野に参加する機会が確保され、社会を構成する一員として過ごすことができる「完全参加」の基本理念を実現させるためには、障がいのある人に対する市民一人ひとりの理解と認識を深めていくことが重要です。そのため、市広報紙やホームページ等を積極的に活用し、障がい者理解に関する周知・啓発を行います。</p> <p>特に、障がいのある人が障がいのない人と同等の生活を営むために必要な合理的配慮を提供しないことも差別に当たる等の周知を行い、障がいのある人に対する差別の解消に努めます。</p> <p>市民を対象とする障がい者理解のための講演会や障害者週間（12月3日～9日）の取組については、市民が参加しやすい内容を行うことで、市民の障がい者理解の促進を図ります。</p> <p>地域福祉の重要な役割を担っている民生委員・児童委員への障がいのある人に対する正しい理解を深めるための研修会等への積極的な参加を促します。</p> <p>市職員等については、市職員対応要領に基づき、「障がい者差別解消職員研修会」を継続的に実施し、窓口対応の質の向上に努めます。</p>	
6-16	障がい者差別の防止<重点>
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
<p>「障がい者差別解消相談室」及び「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がいのある人やその家族、その他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に対応するとともに、紛争の防止や解決を図るため、必要な体制を整備します。</p>	
6-17	合理的配慮助成金
【担当課：社会福祉課】	
<p>誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するため、障がいのある人に必要かつ合理的な配慮の提供を行う事業者等に対して、提供にかかる費用を助成します。</p> <p>助成の対象になるのは、障がいのある人に対して、必要かつ合理的な配慮を簡単に行うことができるようにするもの（コミュニケーションツールの作成、物品購入、工事施工）です。</p>	
6-18	ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布
【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】	
<p>外見で判断することが難しいハンデキャップがある人が、周りに援助や配慮をしてほしいことを知らせるヘルプマークを配布します。</p> <p>また、障がいのある人等が何かあったときに、自身のことを知らせるヘルプカードを配布します。</p>	

重点施策

人は、出生から就学・就労を経てリタイアするまでの間、人生の節目節目で生活が大きく変わります。障がいのある人にとっても同様に、ライフステージが変化するときには、必要な支援やサービスも変化します。

そこで、障がいのある人の一生を「乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期」の5つのステージに区分し、それぞれの時期に必要な事業を重点事業として設定します。

設定する事業については、第4章で示す基本事業からライフステージに応じた内容を選定しています。

基本目標	事業No.	基本事業	ライフステージ別				
			乳幼児期	児童期	青年期	成人期	高齢期
基本目標 1	1-1	乳幼児健康診査事業	○				
	1-2	乳幼児訪問事業	○				
	1-3	乳児健康相談事業	○				
	1-4	成人健康診査事業				○	○
	1-5	成人保健指導事業				○	○
	1-9	こころの相談事業		○	○	○	○
	1-10	こころの病の広報・啓発			○	○	○
基本目標 2	1-11	スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣		○			
	2-1	障害福祉サービスの給付			○	○	
基本目標 3	3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）	○				
	3-4	障がい児支援体制の構築	○	○			
	3-5	発達障がいのある子ども等の相談、支援事業	○	○			
	3-6	障害児通所支援の充実	○	○			
	3-11	通級指導の実施		○			
	3-12	特別支援学級		○			
基本目標 4	3-14	福祉教育・交流教育の実施		○			
	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進			○	○	
	4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進			○	○	
基本目標 5	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			○	○	○
	5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮		○	○	○	○
	5-6	障がいのある子どもの参加する生涯学習事業	○	○			
	5-8	情報のバリアフリー化の推進			○	○	○
基本目標 6	6-2	公共的施設のバリアフリー化	○	○	○	○	○
	6-4	交通手段の確保			○	○	○
	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築	○	○	○	○	○
	6-12	障がいのある人に対する虐待防止			○	○	
	6-14	障がい者団体等活動支援			○	○	○
	6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進	○	○	○	○	○
	6-16	障がい者差別の防止	○	○	○	○	○

1 乳幼児期（胎児・新生児から就学前まで）

- ①妊産婦及び乳幼児について、心身の健康管理による疾病予防を進めます。
- ②機能障がいの早期発見・早期対応と、地域での療育指導体制の整備・充実を行います。
- ③家族への支援も含めた相談支援を実施します。

基本目標	重点事業	
保健・医療の充実	1-1	乳幼児健康診査事業
	1-2	乳幼児訪問事業
	1-3	乳児健康相談事業
教育・育成の推進	3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）
	3-4	障がい児支援体制の構築
	3-5	発達障がいのある子ども等の相談、支援事業
	3-6	障害児通所支援の充実
社会参加の促進	5-6	障がいのある子どもの参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2	公共的施設のバリアフリー化
	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築
	6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-16	障がい者差別の防止

2 児童期（小学校入学から中学校卒業まで）

- ①交通事故やスポーツ事故等の不慮の事故防止や、いじめや不登校等から引き起こされるこころの病の予防に努めます。
- ②普通学校における特別支援学級等の設置や、施設のバリアフリー化等による受け入れ体制を充実します。
- ③「豊かな心」を育成する教育や、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を進めます。

基本目標	重点事業	
保健・医療の充実	1-9	こころの相談事業
	1-11	スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣
教育・育成の推進	3-4	障がい児支援体制の構築
	3-5	発達障がいのある子ども等の相談、支援事業
	3-6	障害児通所支援の充実
	3-11	通級指導の実施

基本目標	重点事業	
	3-12	特別支援学級
	3-14	福祉教育・交流教育の実施
社会参加の促進	5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-6	障がいのある子どもの参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2	公共的施設のバリアフリー化
	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築
	6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-16	障がい者差別の防止

3 青年期（高校入学から25歳頃まで）

- ①学校生活から社会生活へステージが大きく変化するなか、不慮の事故や薬物依存の防止とともに、こころの病の予防に努めます。
- ②障がいのある子どもの進学や就労について、関係機関と連携を強化しながら卒業後の生活を支援します。
- ③充実した地域生活が送れるよう、障がいへの理解促進を図りながら、通所事業所や余暇活動等の受け入れ体制を充実します。

基本目標	重点事業	
保健・医療の充実	1-9	こころの相談事業
	1-10	こころの病の広報・啓発
自立した生活支援の充実	2-1	障害福祉サービスの給付
雇用・就労の支援	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-8	情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2	公共的施設のバリアフリー化
	6-4	交通手段の確保
	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築
	6-12	障がいのある人に対する虐待防止
	6-14	障がい者団体等活動支援
	6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進
6-16	障がい者差別の防止	

4 成人期（25歳頃から64歳まで）

- ①健康診断の実施により生活習慣病等の予防・早期発見に努めます。
- ②働きざかりに障がいのある人になった際は、障害福祉サービスによる自立訓練や就労訓練を通じて、日常生活や職場への復帰を支援します。
- ③相談支援事業の活用により、居住の場の確保や就労支援等、障がいのある人の生活向上を支援します。

基本目標	重点事業	
保健・医療の充実	1-4	成人健康診査事業
	1-5	成人保健指導事業
	1-9	こころの相談事業
	1-10	こころの病の広報・啓発
自立した生活支援の充実	2-1	障害福祉サービスの給付
雇用・就労の支援	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-8	情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2	公共的施設のバリアフリー化
	6-4	交通手段の確保
	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築
	6-12	障がいのある人に対する虐待防止
	6-14	障がい者団体等活動支援
	6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-16	障がい者差別の防止

5 高齢期（65歳以上）

- ①要介護状態になることを予防するため、健康診断の実施による疾病の早期発見とともに、こころの病の予防に努めます。
- ②生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を進めます。
- ③65歳以上は介護保険制度の対象となるため、障害福祉サービスとの連携・調整を行い、適切なサービス提供により地域での生活を支援します。

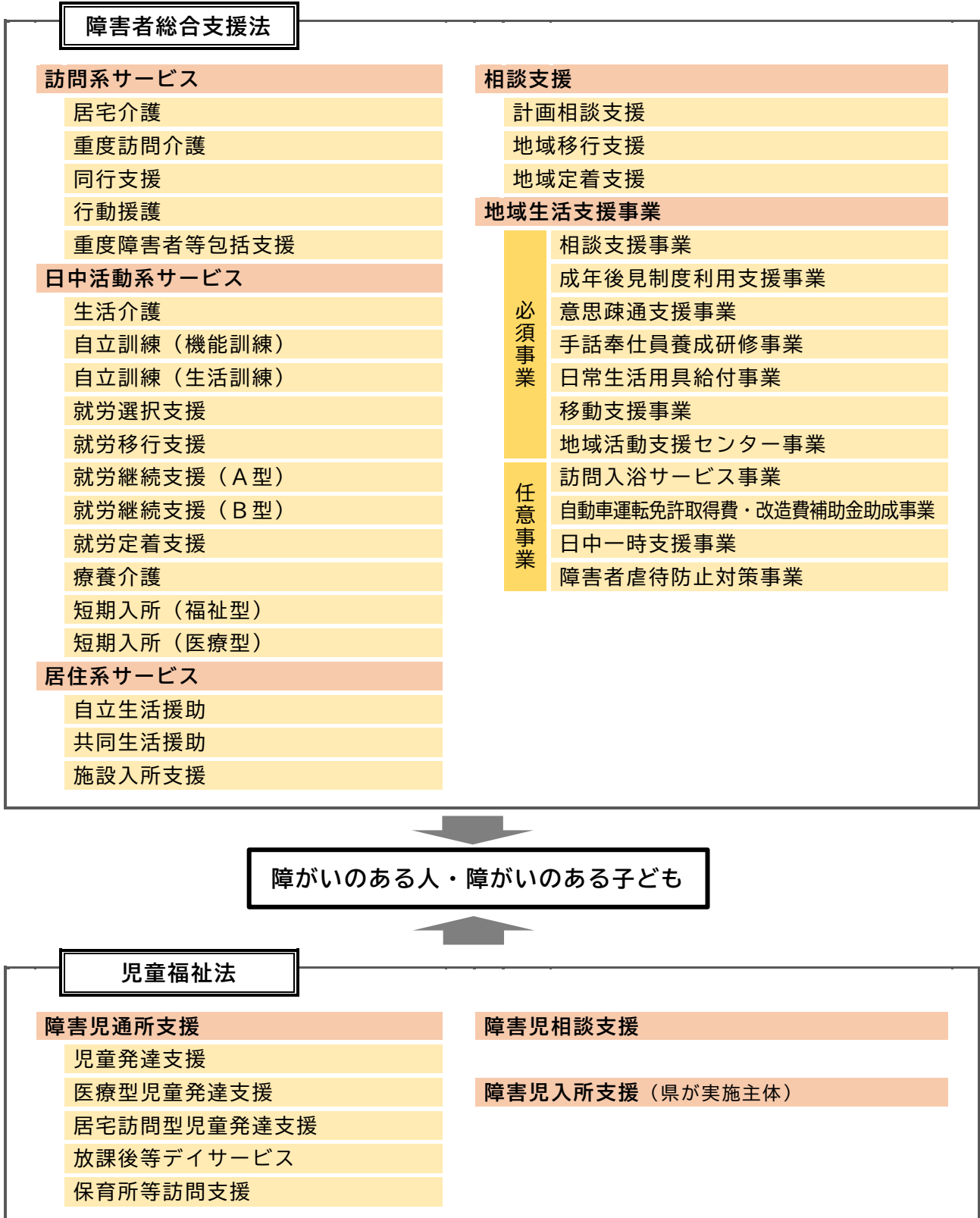
基本目標	重点事業	
保健・医療の充実	1-4	成人健康診査事業
	1-5	成人保健指導事業
	1-9	こころの相談事業
	1-10	こころの病の広報・啓発
社会参加の促進	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-8	情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2	公共的施設のバリアフリー化
	6-4	交通手段の確保
	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築
	6-14	障がい者団体等活動支援
	6-15	障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-16	障がい者差別の防止

第5章

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1節 サービス体系

障がいのある人等を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は次のとおりです。



第2節 成果目標

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、令和8年度を目標年度として、次のとおり数値目標を設定します。

なお、それぞれの目標値は、国の基本指針と県の考え方にに基づき設定しています。

1 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【市の考え方と目標】

◇令和4年度末時点の施設入所者数は62人です。令和8年度末までの数値目標については、令和4年度末の施設入所者数62人から4人（6.0%以上）が地域生活へ移行することをめざします。

◇国の基本指針では、令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減することとされていますが、本市には入所待機者が15人いることから、当面の間は現状維持とします。

◇目標値◇

項目	数値
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数	62人
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移行者数	4人
【目標値】 令和8年度末の施設入所者数	61人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定します。

国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要とされています。

【国の基本指針】

- ・平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。上記、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、茨城県が設定するものであるため、県との連携のなかで目標達成に向けた取組を推進します。
- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として、地域自立支援協議会、重層的支援会議及び日常生活圏域高齢者ネットワーク会議などにおいて、関係機関との連携を図りながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとしての活用を推進します。

3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数、強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備について目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障がい者を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇地域で暮らす障がいのある人等の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題等に柔軟に対応し、切れ目のない支援を行っていくため、令和3年度に整備された地域生活支援拠点等を適切に運用していきます。さらに、地域における相談支援や社会参加、緊急時の受け入れ体制等の機能を強化していく必要があるため、今後も、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所を増やし、関係機関が連携し支援体制の構築を図っていきます。
- ◇地域生活支援拠点等の実績等を踏まえ、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
- ◇強度行動障がい者を有する者の状況や支援ニーズの把握を行い、地域の関係機関が連携した支援体制の充実を図ることをめざします。

◇目標値◇

項目	数値
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、12人以上となることをめざします。
- ◇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上となることをめざします。
- ◇就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上となることをめざします。

◇目標値◇

項目	【実績値】令和3年度	【目標値】令和8年度
一般就労移行者数	8人	12人（1.28倍以上）
就労移行支援事業	4人	6人（1.31倍以上）
就労継続支援A型事業	3人	4人（1.29倍以上）
就労移行支援B型事業	1人	2人（1.28倍以上）
就労定着支援事業	0人	1人（1.41倍以上）

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の体制整備を進めるため、令和8年度における児童発達支援センターの設置数や医療的ケア児等コーディネーターの配置等について目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
 - ・児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
 - ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
 - ・令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ※なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【市の考え方と目標】

- ◇児童発達支援センターについては、令和8年度末までに本市または圏域での設置をめざします。
- ◇令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をめざします。

◇目標値◇

項 目	数 値
児童発達支援センターの設置	1箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	4箇所
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	1回
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人

6 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするための目標を設定します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【市の考え方と目標】

◇設置済みである基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等と市内相談支援事業所等との連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制の構築及び強化を進めます。

◇地域自立支援協議会などにおいて、個別の事例検討を通して、地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

◇目標値◇

項目	数値
基幹相談支援センターの設置	1箇所
協議会における事例検討の実施	2回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、令和8年度末までの障害福祉サービス等に係る各種研修の活用について目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・ 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ・ 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に参加します。
- ◇地域で必要とされている障害福祉サービス等を提供するため、利用状況の把握・検証を行い、地域の支援力を高めます。
- ◇市内サービス事業所へ向けた各種研修会等を年1回以上実施し、サービスの質の向上に努めます。

◇目標値◇

項目	数値
障害福祉サービス等に係る各種研修会への参加	3回
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	12回
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	2回

第3節 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、各市町村は障害児福祉計画を定めることが義務づけられています。

第2節に設定した成果目標の達成をめざすとともに、保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携を推進し、さらなる障がい児支援体制の強化を図ります。

なお、障害児入所支援は、実施者である茨城県と必要に応じて連携を図ります。

【市の考え方】

障害児通所支援は、未就学児が通所する児童発達支援が8事業所と、就学児が通所する放課後等デイサービスが16事業所あり、そのうち8事業所が両サービスを実施しており、年々、事業所数は増加しています。

重症心身障害児に対応できる事業所については、令和元年度中に4事業所が開所しました。

また、重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がいのある子どもに支援が提供できるよう居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

さらに、近年の医療技術の発展から在宅で生活ができる医療的ケアが必要な障がいのある子どもが増加しているため、その在宅生活の支援をコーディネートする人材育成や重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の確保も必要となっています。

これらのことから、重症心身障害児を含め、今後もサービスの利用が増えることを見込みます。

【見込量確保のための方策】

市が設置している「こども発達相談センターすまいる」での支援から、対象者の把握と適切な助言・指導のもと、事業所との連携を図りながら通所につなげます。

障害児相談支援は、サービスを利用するすべての障がいのある子どもを対象に障害児支援利用計画を作成するものです。

今後も、支援を必要とする障がいのある子どもやその家族が適切なサービスを利用できるよう、計画を作成する指定障害児相談支援事業所の拡充に努めていきます。

また、サービスや研修等の周知を図ります。

【サービス内容】

区分	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整します。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	23	20	19	19	19	19
	人日	349	232	285	285	285	285
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	10
放課後等デイサービス	人	117	127	139	139	139	139
	人日	1,757	2,162	2,224	2,224	2,224	2,224
保育所等訪問支援	人	0	2	2	2	2	2
	人日	0	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	1	1	1	1
障害児相談支援	人	140	149	158	158	158	158
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	2	2	2	3	4	4

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

第4節 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

目標年度である令和8年度までの各年度の障害福祉サービス量を以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障害福祉サービスの支給決定者数や現に利用している人数、一人あたりの利用量やアンケート結果を考慮し、これまでの実績により設定することを各サービスに共通する視点とします。

1 訪問系サービス

【市の考え方】

障がいのある人の増加や高齢化に対応し、自立した生活を支える不可欠のサービスとして、今後も一定の利用があるものと見込みます。

【見込量確保のための方策】

居宅介護、重度訪問介護は、9事業所がサービスを実施しています。今後も必要なサービス量が確保できるよう事業所に対して働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所の広域的な利用が可能なことを周知します。

同行援護は、4事業所がサービスを実施しています。提供体制を確保するためサービスを実施していない既存の事業所に対して制度の趣旨と必要性の啓発、立ち上げ等の働きかけを行います。

行動援護は、3事業所がサービスを実施していますが、利用者が少ない状態が続いていることから、サービス内容の周知に努めていきます。

【サービス内容】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数の支援を包括的に行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	43	39	39	39	39	39
	時間	611	562	741	741	741	741
重度訪問介護	人	6	5	5	5	5	5
	時間	2,494	2,224	1,905	1,905	1,905	1,905
同行援護	人	5	7	7	7	7	7
	時間	67	170	140	140	140	140
行動援護	人	0	1	1	1	1	1
	時間	0	7	20	20	20	20
重度障害者等包括支援	人	0	0	1	1	1	1
	時間	0	0	400	400	400	400

※時間は延べ利用時間

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

2 日中活動系サービス

【市の考え方】

生活介護や自立訓練（生活訓練）は、退院可能な精神障がいのある人の地域移行後の利用もあわせて見込みます。

就労移行支援は特別支援学校高等部の卒業生の進路として、一定の利用を見込みます。

就労継続支援B型は、これまでも着実に利用が増えており、一定の利用を見込みます。一般就労への移行が増加すれば、就労定着支援を利用する人が増えると考えられます。

療養介護は、病院において医学的管理のもと日常の介護を受けるもので、今後も一定の利用を見込みます。

短期入所は、その利便性から利用希望の高いサービスということを見込みます。

【見込量確保のための方策】

生活介護は7事業所、自立訓練は2事業所が実施しています。就労移行支援は10事業所、就労継続支援A型は1事業所、就労継続支援B型は12事業所が実施しており、それぞれの就労支援サービスを併設している事業所は10事業所あります。

短期入所は7事業所が実施しています。

平成30年度から新設された就労定着支援については、実施事業所はありません。

療養介護は医療機関で実施されるもので、水戸市、東海村等県内の5病院においてサービスを実施しています。

各事業所の定員に対する利用状況や、近隣市町村にある事業所の利用状況を確認し、必要なサービス量の供給確保に努めていきます。

【サービス内容】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型（雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	123	130	130	129	129	128
	人日	2,547	2,667	2,600	2,580	2,580	2,560
自立訓練（機能訓練）	人	2	1	1	1	1	1
	人日	10	22	10	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人	14	7	7	7	7	7
	人日	232	149	175	175	175	175

※人日＝「利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援【新設】	人					207	206
就労移行支援	人	29	22	22	22	22	22
	人日	513	421	374	374	374	374
就労継続支援（A型）	人	32	38	38	38	38	38
	人日	627	736	760	760	760	760
就労継続支援（B型）	人	136	147	147	146	146	145
	人日	2,461	2,737	2,793	2,774	2,774	2,755
就労定着支援	人	0	1	1	1	1	1
療養介護	人	7	8	8	8	8	8
短期入所（福祉型）	人	17	19	19	19	19	19
	人日	111	143	133	133	133	133
短期入所（医療型）	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	5	5	5	5

※人日＝「利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

3 居住系サービス

【市の考え方】

福祉施設を退所して地域生活への移行をめざす人のほか、退院可能な精神障がいのある人の地域移行者数を念頭に置き、居住の場として共同生活援助の利用や一般住宅を見込みます。

施設入所支援においては、待機者がいることから、現状維持と見込みます。

【見込量確保のための方策】

共同生活援助は14事業所、施設入所支援は1事業所がそれぞれサービスを実施しています。共同生活援助は、体験的な入所が行える利便性の高さから地域移行者の居住の場としての需要が見込まれるため、空き状況や入居待機者の動向について、市内・外の事業者と情報の共有を図ります。

【サービス内容】

区分	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	1	1	1	1
共同生活援助	人	101	111	126	126	125	125
施設入所支援	人	61	62	62	62	61	61

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

4 相談支援

【市の考え方】

計画相談支援は、サービスを利用するすべての人を対象にサービス等利用計画を作成するものとなっているため、各サービスの見込量をもとに利用者数を算出します。その業務を行う指定特定相談支援事業所数については、実績により箇所数を見込みます。

地域移行支援は、入所・入院している人に対して住居の確保の相談を行う等、退所・退院後に地域生活へ円滑に移行できるよう支援するものです。

地域定着支援は、障がいの特性により緊急に支援等が必要な場合に、24時間対応の相談支援体制により支援するものです。

地域移行支援事業所、地域定着支援事業所については、ともに実績により箇所数を見込みます。

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービスの支給決定に係るサービス等利用計画の作成が義務づけられたことにより、一層の相談支援体制の充実と強化が求められ、指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保と充実が課題となります。

この事業は、市が事業所の指定を行うため、指定に当たってはサービス提供体制の質を確認しながら、事業所を確保するとともに、基幹相談支援センターを中心として研修会等を実施し、相談支援専門員の質の向上と統一化を図ります。

地域移行支援、地域定着支援は、県が事業所の指定を行う指定一般相談支援事業所において、円滑な地域移行や緊急時の対応等、適切で手厚い支援体制が望めるよう事業所の確保に努めていきます。

【サービス内容】

区分	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	434	434	440	438	436	435
指定特定相談支援事業所	箇所	11	11	11	11	11	11
地域移行支援事業所	人	1	1	1	1	1	1
地域定着支援事業所	人	1	1	1	1	1	1

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

第5節 地域生活支援事業の見込量

目標年度である令和8年度までの各年度の地域生活支援事業のサービス量を、次のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障がいのある人や現に事業を利用している人の人数、一人あたりの利用量やアンケート結果を考慮し、これまでの実績により設定することを各事業に共通する視点とします。

必須事業

1 相談支援事業

【市の考え方】

市内の1事業所及び広域利用の2事業所の相談支援事業所において、一般相談・特別相談に応じるほか、専門的職員を配置して、障がいのある人等の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。

基幹相談支援センターでは、困難ケースの対応や市内相談事業所への支援等、中心的な存在として地域のネットワークを構築するとともに、総合的な相談業務や地域自立支援協議会の運営等、地域密着型の包括的な支援を実施します。

【見込量確保のための方策】

見込量は確保できていることから障がいのある人等の地域生活の充実、社会参加に向けた総合相談支援、必要な情報の提供等の便宜供与について一層の推進を図るとともに、障がいのある人等の身近な窓口としての役割を広く周知するため、広報活動を推進します。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

2 成年後見制度利用支援事業

【市の考え方】

障がいのある人等の将来の不安要素として「本人の高齢化や重度化」、「保護者の高齢化」、「親亡き後」等があります。権利擁護支援が必要な障がいのある人に対し、成年後見制度の利用促進を図るため、障害者相談支援事業やいばらき県央地域連携中枢都市圏で行う成年後見支援事業と連携し、制度の利用を支援します。

また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加していることから、今後、成年後見制度の利用が増加していくと見込みます。

【見込量確保のための方策】

相談支援や障害福祉サービスの利用状況等から対象者や利用の把握に努め、必要に応じて迅速に対応するとともに、市民学習会の開催等により制度利用に対する周知・啓発を推進します。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度申立てに対する支援	人	1	0	2	2	3	3
成年後見制度申立てに要する費用に対する支援	人	1	0	2	2	3	3
成年後見人等の業務報酬等費用に対する支援	人	1	0	3	5	10	10
中核機関の設置	箇所	1	2	2	2	2	2

※人数は実利用者数

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

3 意思疎通支援事業

【市の考え方】

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、聴覚や言語に障がいのある人の社会参加を支援します。

【見込量確保のための方策】

聴覚や言語に障がいのある人が、通院や官公庁の利用等、日常生活の必要な状況において円滑な意思疎通が図れるよう、制度の利用について周知するため、広報活動を推進します。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	人	8	10	10	10	10	10

※人数は実利用者数

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

4 手話奉仕員養成研修事業

【市の考え方】

聴覚障がいのある人等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。

【見込量確保のための方策】

参加しやすい環境を整えるとともに、広報やホームページ等を通じて養成研修への参加を呼び掛け、手話奉仕員の養成・確保に努めていきます。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座参加者	人	36	25	21	21	20	20
手話奉仕員新規登録者※	人		15		15		15

※手話奉仕員の登録者は2年間で1クールのため、隔年で人数を計上

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

5 日常生活用具給付事業

【市の考え方】

日常生活の利便性向上のため、機能障がいの程度や種別に合わせた用具の給付を行い、対象要件に照らして適切に給付を実施します。

また、生活も多様化しているため、利用も微増していくと見込みます。

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の日常生活を補い、利便性の向上を図るために、対象種目や基準額の見直しを適宜行うとともに、積極的に周知・啓発を行うことで、利用の向上を図ります。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	4	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	8	6	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	1	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	25	25	25	25	25	25
排泄管理支援用具	件	1,320	1,325	1,325	1,319	1,314	1,309
住宅改修費	件	4	4	4	4	4	4

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

6 移動支援事業

【市の考え方】

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出先で円滑に社会参加や活動ができるよう支援します。

【見込量確保のための方策】

突発的な状況に対応できるよう臨機応変にサービスの提供を行います。

また、必要なサービス量を提供できるよう、委託事業所の確保に努めます。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	人	32	29	29	29	29	29
	時間	1,230	1,278	1,827	1,827	1,827	1,827

※人数は実利用者数、時間は延べ利用時間

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

7 地域活動支援センター事業

【市の考え方】

障がいのある人等の身近な居場所を提供するとともに、身近な通所先として、創作活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がいのある人等の自立促進と生活の質の向上を図ります。

市内の1センターは、障害福祉サービスとの併用利用が多く、利用者は横ばいか微増、市外の2センターは、精神障がいに特化していることから今後も利用が増えていくと見込みます。

【見込量確保のための方策】

センターの機能強化として、創作活動等の余暇活動だけでなく、社会適応訓練や医療・福祉・地域の連携、障がいに対する理解・啓発等の事業の実施が求められています。就労等が困難な障がい者等の地域生活の場となるよう、支援体制を整え、支援内容の一層の充実を図ります。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (市内)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	17	16	16	16	16	16
地域活動支援センター (市外)	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	46	59	59	59	59	58

※人数は実利用者数

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

任意事業

8 訪問入浴サービス事業

【市の考え方】

重度の身体障がいのある人に対し、移動入浴車が自宅に訪問して入浴介助を行い、身体の清潔の保持・心身機能の維持等を図ります。今後も同規模で推移すると見込みます。

【見込量確保のための方策】

利用者の把握と適切な情報提供を行い、サービス提供事業所の確保・拡充に努めます。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人	2	2	2	2	2	2
	日	204	209	194	194	194	194

※人数は実利用者数、日数は延べ利用日数

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

9 自動車運転免許取得費・改造費補助金助成事業

【市の考え方】

身体障がいのある人の自動車免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労等を支援します。

【見込量確保のための方策】

対象となる障がいのある人の就労等を推進するために、周知・啓発を推進します。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費・改造費助成	件	0	0	2	2	2	2

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

10 日中一時支援事業

【市の考え方】

障がいのある人等に日中における活動の場を提供することで、介護者である家族の負担を軽減し、就労の支援及び一時的な休息の確保を図ります。サービス提供施設の増加等、体制が整備されてきたことで、利用も増加すると見込みます。

【見込量確保のための方策】

介護者の負担軽減を図るため、事業の周知に努めます。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	人	152	167	167	166	166	165
	日	10,139	8,390	10,521	10,458	10,458	10,395

※人数は実利用者数、日数は延べ利用日数

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

11 障害者虐待防止対策事業

【市の考え方】

虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人からの通報、虐待を受けた障がいのある人からの相談や届出を受理し、障がい者虐待の未然防止と虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の尊厳を守るため、虐待防止に関する周知・啓発及び研修会を実施します。

【サービス見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者虐待防止研修会参加者	人	0	50	60	60	60	60

※令和3・4年度は実績値、令和5年度及び令和6～8年度は見込値

第6章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 障がい者計画の点検・評価

計画の確実な推進をめざし、事業実施の進捗状況を点検・評価するために、次の機関を設置します。

①障がい者プラン推進委員会

障がい者プラン推進委員会は、学識経験者、福祉関係団体代表（当事者を含む）、市関係代表によって構成され、障がい者プランの進捗状況の点検・評価を行うとともに、適宜、改善策を協議します。

②障がい者プラン推進ワーキングチーム

障がい者プラン推進ワーキングチームは、推進委員会の補助機関として、市内の障がい者プラン関連部署の代表によって構成されます。

2 障害福祉サービスの円滑な推進

障害福祉サービスを給付するための手続きを適切かつ円滑に実施します。

また、地域での生活支援の中核となる地域自立支援協議会の機能を充実させるとともに、障害福祉サービス事業者に対しては、適正な運営を指導します。

①障害支援区分認定審査会の運営

障害支援区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）のほか、サービス給付の可否について専門性と客観性の担保に努めるとともに、公正、公平及び適切な意見を求めるため、審査会を設置・運営します。

②障害支援区分の認定・サービス支給決定

障がいのある人等からのサービス利用申請について、障害支援区分の認定を行います。介護給付及び訓練等給付の支給決定に当たっては、利用者の意向や介護者、住環境の状況等により必要性を勘案したサービス等利用計画に基づき適正に支給決定を行います。

③地域自立支援協議会の運営

地域自立支援協議会における関係機関のネットワークにより、福祉サービスの提供体制の確保や地域における課題の解決等、障がいのある人等への支援の充実を図るとともに関係機関との連携を緊密にし、迅速かつ適切な支援を行います。

また、相談支援部会や就労支援部会等の専門部会を設置し、課題に沿った情報交換や事例検討等を行い、専門性を生かした協議を行います。

④障害福祉サービス事業者の資質向上

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス事業者は、そのサービスの質の向上に努めるものとし、また、県及び市は、事業所実地指導の方針に基づいた実地検査等を通じて、障害福祉サービスの適正な運営を指導します。

⑤利用者保護促進事業

障害福祉サービスに関する利用者の意見や苦情については、窓口等で丁寧かつ速やかに対応します。障害支援区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」に申立てができることを適切に周知します。

第2節 計画の進捗管理

1 障がい者計画の事業評価

障がい者プランのうち、「障がい者計画」において設定した「ライフステージ別重点事業」について、年次ごとに進捗状況の点検・評価を行います。

具体的には、障がい者プラン推進ワーキングチームにおいて、必要な調査・検討を踏まえて評価・点検を行ったうえで、その結果をもとに、障がい者プラン推進委員会において最終評価を行います。

また、基本事業については、ワーキングチームの各委員がその担当する事業について、市の行政評価システムに準じて事業評価を行います。

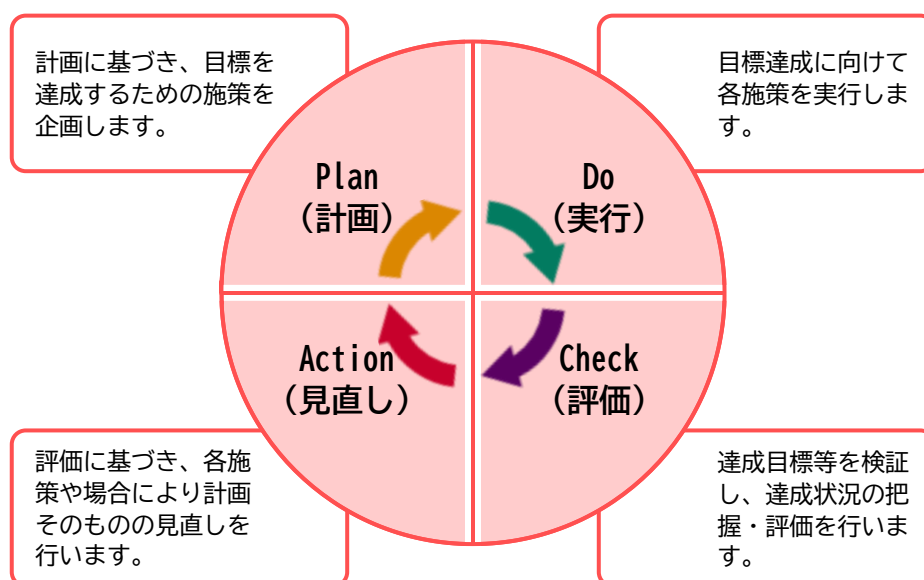
2 障がい者計画における評価指標の確認

本計画では、令和4年度に実施したアンケート調査をもとに、計画の最終年度（令和8年度）における「目標値」を設定しており、本計画の最終年度に評価のためのアンケート調査を実施することとし、次期計画策定に向けた見直しの根拠とします。

3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理

「PDCAサイクル」に基づき、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見込量や数値目標等に関する実績を少なくとも1年に1回把握し、確認・評価を行います。

また、評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



資料編

1 計画策定の経過

年月	事項・内容
令和5年6月	【第1回障がい者プランワーキングチーム会議】 ・障がい者プランの概要について ・アンケート調査結果の報告について ・今後のスケジュールについて
	【第1回障がい者プラン推進委員会】 ・障がい者プランの概要について ・アンケート調査結果の報告について ・今後のスケジュールについて
令和5年8月	【第2回障がい者プランワーキングチーム会議】 ・障がい者プラン重点事業の点検・評価について
令和5年9月	【第3回障がい者プランワーキングチーム会議】 ・障がい者プラン案の作成、確認、検討について
令和5年10月	【第2回障がい者プラン推進委員会】 ・令和4年度障がい者プラン重点事業の点検・評価について ・計画案の検討・協議
令和5年11月	【第4回障がい者プランワーキングチーム会議】 ・障がい者プラン（案）の検討・確認（策定に向けて）について
	【第3回障がい者プラン推進委員会】 ・障がい者プラン案の確認・協議・承認について
令和6年1月	【パブリック・コメントの実施】 ・住民意見の反映

2 那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、那珂市障がい者プランを策定し、推進するため、那珂市障がい者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者プランの策定
- (2) 障がい者プランの推進
- (3) 障がい者プランの進捗状況の管理
- (4) 障がい者プランの調整
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係団体代表者
- (4) 市関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は6年以内とし、再任を妨げない。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワ

ーキングチーム」という。)を設置することができる。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第65号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第8号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第23号)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第95号)

この要項は、平成23年8月5日から施行する。

附 則 (平成25年告示第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第34号)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第96号)

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進委員会設置要項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

令和5年度 那珂市障がい者プラン推進委員会委員

○委員

(順不同・敬称略)

所 属		氏 名	備考
学 識 経 験 者	ひたちなか保健所	岩田 江里子	
	常陸太田特別支援学校	大島 聖子	
	那珂医師会	河野 史尊	
	水戸公共職業安定所	渡邊 朋子	
	茨城女子短期大学	安藤 みゆき	
	公益社団法人 茨城県地方自治研究センター	有賀 絵理	○
	身体障害者相談員	福田 紀子	
	知的障害者相談員	川又 友美	
福 祉 関 係 者	民生委員・児童委員	小澤 ますみ	
	身体障害者の会	軍司 有通	
	障がい児者親の会	若谷 則彦	
	手をつなぐ育成会	飯塚 俊紀	
	社会福祉協議会	中村 幸子	
市 関 係	副市長	玉川 明	◎
	教育委員会教育長	大縄 久雄	
	福祉事務所長	生田目 奈若子	

◎委員長、○副委員長

事 務 局	社会福祉課長	高安 正紀	
	同課 課長補佐（総括）	坂本 武志	
	同課 障がい者支援グループ長	会沢 雅子	
	同課 障がい者支援グループ主査	小室 千春	
	同課 障がい者支援グループ係長	澤幡 正輝	
	同課 障がい者支援グループ係長 （精神保健福祉士）	川又 ひろ子	
	同課 障がい者支援グループ主事	小林 瑞歩	

3 那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項（平成19年那珂市告示第96号）第8条の規定に基づき、那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障がい者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 障がい者プランの策定
- (2) 障がい者プランの進捗状況
- (3) 障がい者プランの点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるものの中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、6年以内とする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第59号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第34号）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成２２年告示第８号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年告示第９６号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２４年告示第２６号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年告示第３７号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年告示第９５号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３１年訓令第５号）

この要項は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年告示第４４号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

課名等	グループ名	担当
政策企画課	政策企画グループ	総合計画
管財課	住宅・公共施設グループ	住宅整備
防災課	防災グループ	防災
社会福祉課	障がい者支援グループ	全般
こども課	子育て支援グループ、保育グループ	障がい児福祉
介護長寿課	高齢者支援グループ	高齢者福祉
健康推進課	健康増進グループ、母子保健グループ	保健、障がい児者福祉
商工観光課	商工観光グループ	雇用促進
都市計画課	都市計画グループ、都市整備グループ	都市計画、道路整備
学校教育課	学務・施設グループ	障がい児教育
生涯学習課	社会教育グループ	生涯学習

令和5年度 那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム名簿

○委員

(順不同・敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備考
政策企画課	政策企画グループ主幹	井上 圭	
管財課	住宅・公共施設グループ主幹	大門 史弥	
防災課	防災グループ係長	野原 準子	
社会福祉課	障がい者支援グループ主査	小室 千春	
こども課	子育て支援グループ長	古谷 武	◎
介護長寿課	高齢者支援グループ係長	中村 裕美	
健康推進課	母子保健グループ技査	村山 若葉	
商工観光課	商工観光グループ主幹	廣木 智也	
都市計画課	都市計画グループ主幹	津澤 拓也	
学校教育課	学務・施設グループ長	寺門 珠美	
生涯学習課	社会教育グループ長	萩野谷 裕子	○
社会福祉協議会	障がい・介護支援グループ主査	石井 泰昭	

◎会長、○副会長

4 用語説明

【あ行】

◆アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

◆一般就労

労働基準法及び最低賃金に基づく雇用形態による企業への就労のこと。

◆インクルージョン

包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

◆NPO（NonProfitOrganization）

継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）のこと。

【か行】

◆基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着、権利擁護等の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

◆共生社会

多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支えあって共に生きていく社会のこと。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいるかたに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができるかたのこと。

◆権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等のために、その行為の代理や、他者による権利侵害から守ること。

◆高次脳機能障がい

病気や事故等により脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力等に障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。

◆合理的配慮

障がいのあるかたと障がいのないかたとが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障がいのあるかたやその家族等の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更・調整を行うこと。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

2015年に国際連合が提唱したもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「働きがいも経済成長も」など17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げている。

◆児童発達支援センター

障がい児の通所支援を行うほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域の障がい児や家族の支援、保育所等地域の障がい児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を行う機関のこと。

◆指定難病特定医療費受給者証

対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たすかたに交付されるもの。

◆自閉症

ことばの発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる等の特徴がみられる障がいのこと。

◆手話通訳者

手話を介して、手話を使用するかたとそうでないかたとの相互の意思伝達を支援するかたのこと。

◆小児慢性特定疾病医療受給者証

対象の疾病に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの。

◆障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分のこと。

◆障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業とそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施する機関のこと。

◆障がい者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法の施行に伴い、同法第17条第1項の規定により地方公共団体において組織することができることとされている協議会。地域における関係機関等のネットワークを構築し、障がい者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障がい者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割とする。

◆障害者週間

12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

◆自立支援医療（精神通院医療）制度

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分を軽減する公費負担医療制度のこと。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障がいを有するかたに対し、申請に基づいて障がい程度を認定して交付する手帳のこと。

○対象となる障がい（11種類）

①視覚 ②聴覚・平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能 ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） ⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能 ⑨小腸機能 ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能

◆精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付する手帳のこと。

1級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された体制のこと。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護する制度のこと。

◆相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援、サービス利用計画等の作成等を行うかたのこと。

【た行】

◆地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つであり、障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行う場所のこと。

◆地域自立支援協議会

障害者総合支援法により市町村等に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。

◆地域生活支援拠点

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築・整備することで、障がい者等の地域での生活を支援すること。

◆特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

【な行】

◆ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

◆難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称のこと。

【は行】

◆バリアフリー

障がいのあるかたが社会生活をしていくうえで、バリアとなるものを除去すること。

◆避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なかたであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するかたのこと。

◆法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、障がい者を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等が従業員のうち障がい者を雇うべき割合のこと。

◆ヘルプカード

ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

◆ヘルプマーク

外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

◆ペアレントトレーニング

保護者がこどもとより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、こどもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと。

【ま行】

◆民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。

◆要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴のかたのために要約筆記を行うかたのこと。

【ら行】

◆リハビリテーション

障がいや病気、怪我及び老化現象等、様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、その障がいが元の状態に戻るような訓練を行うこと。

◆療育手帳

療育手帳制度に定める「知的障害者」と認定して交付する手帳のこと。

- ①（最重度）：知能指数が概ね 20 以下（身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けたかたは知能指数が概ね 35 以下）と判定されたかたであって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のかた
- A（重 度）：知能指数が概ね 35 以下（身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級の交付を受けたかたは知能指数が概ね 50 以下）と判定されたかたであって、日常生活において常時介護を必要とする程度のかた
- B（中 度）：知能指数が概ね 50 以下（身体障害者手帳 4 級の交付を受けたかたは知能指数が概ね 60 以下）と判定されたかた
- C（軽 度）：①、A、B に該当しないかたで、知能指数が概ね 70 以下と判定されたかた

那珂市障がい者プラン

第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 那珂市

編集 保健福祉部社会福祉課

〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5

TEL 029-298-1111 (代表)